

Ⅲ 適用を受けようとする法人税関係特別措置ごとの記載の仕方

別表一(一)次葉

「48」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

法人税額の計算									
中小法人等の場合	(1)の金額又は800万円× $\frac{12}{12}$ 相当額のうち少ない金額	48	000	(48)の15%相当額	52				
	(1)のうち年800万円相当額を超える金額 (1) - (48)	49	000	(49)の23.9%又は23.4%相当額	53				
	所得金額 (48) + (49)	50	000	法人税額 (52) + (53)	54				
	所得金額 (1)	51	000	法人税額 (51)の22.9%又は22.4%相当額	55				
「48」欄 中小企業者等の法人税率の特例を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の3の2第1項第1号」※1又は「第42条の3の2第1項第2号」※2 ② 「区分番号」欄：「00380」※1又は「00381」※2 ③ 「適用額」欄：「48」欄の金額(円単位) (注) 1 <u>適用額は、年800万円が上限となります。</u> 2 <u>別表一(一)「1」欄が「0」又はマイナスの場合、適用額明細書に記載しないでください。</u> ※1 第42条の3の2第1項第1号(区分番号：「00380」) 普通法人のうち、当該各事業年度終了時において資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下であるもの若しくは資本若しくは出資を有しないもの又は人格のない社団等 ※2 第42条の3の2第1項第2号(区分番号：「00381」) 一般社団法人(非営利型法人に限る。)、一般財団法人(非営利型法人に限る。)、公益社団法人、公益財団法人、認可地縁団体、管理組合法人、団地管理組合法人、政党法人、防災街区整備事業組合、特定非営利活動法人、マンション建替組合又はマンション敷地売却組合									
人 申 告 前 の 額 の 計 算	課税留保金額	62		法人 申 告 前 の 計 算	課税標準法人税額 (68) + (69)	70	000		
	法人税額	63			確定地方法人税額	71			
	還付金額	64	外		中間還付額	72			
	この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 (15 - 63)若しくは(15 + 64)又は(64 - 27)	65	外 00		欠損金の繰戻しによる 還付金額	73			
	この申告前の 欠損金又は災害損失金等の 当期控除額	66			この申告により納付すべき 地方法人税額 (42 - 71)若しくは(42 + 72 + 73)又は((72 - 43) + (73 - 43の外書))	74	00		
	翌期へ繰り越す欠損金 又は災害損失金	67							

別表一(一)次葉
平二十八・四・一以後終了事業年度等分

別表一(二) 次葉

「35」欄又は「39」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

		事業 年度等	法人名		
法人税額の計算					
特例税率の適用がある場合	(1)のうち800万円相当額以下の金額 $800\text{万円} \times \frac{1}{12}$	35	000	(35)の15%相当額	42
	(1)のうち(35)を超え年10億円相当額以下の金額 $99,200\text{万円} \times \frac{1}{12}$	36	000	(36)の19%相当額	43
	(1)のうち年10億円相当額を超える金額 (1) - 10億円 $\times \frac{1}{12}$	37	000	(37)の22%相当額	44
	所得金額 (35) + (36) + (37)	38	000	法人税額 (42) + (43) + (44)	45
上記以外の場合	(1)の金額又は800万円 $\times \frac{1}{12}$ 相当額のうち少ない金額	39	000	(39)の15%相当額	46
	(1)のうち年800万円相当額を超える金額 (1) - (39)	40	000	(40)の19%相当額	47
課税標準法 (27)	「35」欄 特定の協同組合等※の法人税率の特例を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の3の2第2項」 ② 「区分番号」欄：「00384」 ③ 「適用額」欄：「35」欄の金額(円単位) (注) 1 <u>適用額は、年800万円が上限となります。</u> 2 <u>別表一(二)「1」欄が「0」又はマイナスの場合、適用額明細書に記載しないでください。</u> ※ 法人税法第2条第7号に規定する協同組合等のうち、租税特別措置法第68条第1項第1号から第3号までに掲げる要件の全てに該当する協同組合等				
法人申告額の計算	この申告により納税又は減少する(41) - (53)若しくは(54) - (22)			方法人申告 確定地方法人税額	59
	この申告前の欠損金又はこの当期控除額	50			
	翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金	57			

別表一(二) 次葉 平二十八・四・一以後終了事業年度等分

別表一(三) 次葉

「40」又は「42」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

		事業 年度等		法人名	
法人税額の計算					
(1)の金額又は800万円× $\frac{12}{12}$ 相当額のうち少ない金額		40	000	(1)の12%相当額	43
(1)のうち年800万円 相当額を超える金額 (1) - (40)		41	000	(41)の19%相当額	44
所得金額 (40) + (41)		42	000	法人税額 (43) + (44)	45
地方法人税額の計算					
課税標準法人税額 (30)		46	000	(46)の4.4%相当額	47
所得金額又は欠損金					
課税土地譲渡利得					
法人税額		50		中間還付額	57
還付			外		
この申告により新 又は減少する (13)-(50)若し (51)-(25)					00
この申告前の 欠損金又は災害損失金等の 当期控除額		53			
翌期へ繰り越す欠損金 又は災害損失金		54			

「40」欄

特定の医療法人が中小企業者等の法人税率の特例を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の3の2第1項第4号」
- ② 「区分番号」欄：「00383」
- ③ 「適用額」欄：「40」欄の金額(円単位)

(注) 1 適用額は、年800万円が上限となります。2 別表一(三)「1」欄が「0」又はマイナスの場合、適用額明細書に記載しないでください。

「42」欄

特定の医療法人の法人税率の特例を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第67条の2第1項」
- ② 「区分番号」欄：「00395」
- ③ 「適用額」欄：「42」欄の金額(円単位)

(注) 別表一(三)「1」欄が「0」又はマイナスの場合、適用額明細書に記載しないでください。

別表一(三) 次葉 平二十八・四・一以後終了事業年度等分

別表一の三次葉

「44」又は「57」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

				事業 年度等			法人名				
法の 人 税 額 の 計 算											
恒久的施設 帰属所得に 係る所得の 金額に 係る法人税 額の 計算等	法人 税 額 の 計 算	中小法人等の場合	(1)の金額又は800万円× $\frac{12}{12}$ 相当額のうち少ない金額	44	円	000	中小法人等の場合	(12)の金額又は800万円× $\frac{12}{12}$ 相当額のうち少ない金額	57	円	000
		その 他の 国内 源泉 所得 に係 る 所得 の 計 算	(1)のうち年800万円 相当額を超える金額 (1) - (44)	45	円	000	その 他の 国内 源泉 所得 に係 る 所得 の 計 算	(12)のうち年800万円 相当額を超える金額 (12) - (57)	58	円	000
			所得金額 (44) + (45)	46	円	000		所得金額 (57) + (58)	59	円	000
			その 他の 法人 税 額 の 計 算	所得金額 (1)	47	円		000	所得金額 (12)	60	円
		計 算	(44)の15%相当額	48			計 算	(57)の15%相当額	61		
			(45)の23.4%相当額	49				(58)の23.4%相当額	62		
	法人税額 (48) + (49)		50			法人税額 (61) + (62)		63			
	「44」欄及び「57」欄 中小企業者等の法人税率の特例を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の3の2第1項第1号」 ② 「区分番号」欄：「00380」 ③ 「適用額」欄：「44」欄及び「57」欄の金額の合計(円単位) (注) 1 <u>適用額は、「44」欄及び「57」欄それぞれ年800万円が上限となります。</u> 2 <u>別表一の三「1」欄が「0」又はマイナス、かつ、「12」欄が「0」又はマイナスの場合は、適用額明細書に記載しないでください。</u>										
	計 算	法人税額から控除した金額 (7)	55			計 算	その他の国内源泉所得に係る法人税額 から控除しきれなかった税額 (65) - (66)	67			
		恒久的施設帰属所得に係る法人税額 から控除しきれなかった金額 (54) - (55)	56								
この申告が修正申告である場合の計算											
恒久的施設 帰属所得に 係る所得の 金額に 係る法人税 額の 計算等	この 申告 前 の 損 失 の 計 算	この申告前金額又は欠損金額	68	円	その 他の 国内 源泉 所得 に係 る 所得 の 計 算	この申告前金額又は欠損金額	71	円			
		この申告前金額又は欠損金額 の当期控除	69			この申告前金額又は欠損金額 の当期控除	72				
		この申告前金額又は欠損金額 の繰り越す欠損金額	70			この申告前金額又は欠損金額 の繰り越す欠損金額	73				
	この 申告 前 の 損 失 の 計 算	この申告前の法人税額	74			この 申告 前 の 損 失 の 計 算	この申告により納付すべき法人税額 又は減少する還付請求税額 (29)-(74)若しくは((29)+(75))又は((75)-(33))	76	外	00	
この申告前の還付金額		75	外								
地 方 法 人 税 額 の 計 算											
課税標準法人税額 (35)	77	円	000	(77)の4.4%相当額	78	円					
この申告が修正申告である場合の計算											
この申告前の課税標準法人税額	79	円	000	この申告前の欠損金額 繰戻しによる還付金額	82	円					
この申告前の確定地方法人税額	80			この申告により納付 すべき地方法人税額 (40)-(80)若しくは((40)+(81)+(82)) 又は(((81)-(41))+((82)-(41)の外書)))	83	00					
この申告前の中間還付額	81										

別表六(六)

「15」又は「24」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

試験研究費の総額に係る法人税額の特別控除又は中小企業者等が試験研究を行った場合の法人税額の特別控除及び特別試験研究費に係る法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度
法人名

別表六(六)

平二十八・四・一以後終了事業年度分

御注意

（資本金の額又は出資金の額が一億円以下の法人でその発行済株式又は出資の総数又は総額の一定割合以上を大規模法人に所有されている法人については、租税特別措置法第42条の4第2項（中小企業者等が試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）の規定の適用がありませんので、御注意ください（裏面の「中小企業者の判定」欄に記載して判定してください。）。

試験研究費の額	1	円	特別試験研究費の額 (28の計)	16	円
同上のうち特別試験研究費以外の額	2		特別試験研究費の総額に係る税額控除又は中小企業者等の試験研究費に係る税額控除の対象とする特別試験研究費の額 (3)	17	
(1)のうち試験研究費の総額に係る税額控除又は中小企業者等の試験研究費に係る税額控除の対象とする特別試験研究費の額	3			18	
試験研究費の総額に係る税額控除（試験研究費の額に試験研究費割合（8～10%）に応じた税額控除）を適用している場合			別試験研究費の額 (16)－(17)	18	
① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の4第1項」			税額控除割合が30%である特別試験研究費の額 (19)と(20)のうち少ない金額	19	
② 「区分番号」欄：「00563」				20	
③ 「適用額」欄：「15」欄の金額			特別研究税額控除限度額 (19)× $\frac{30}{100}$ ＋((18)－(19))× $\frac{20}{100}$		
控除又は中小企業者等の試験研究費に係る税額控除限度額の計算	(5)		((18)と(20)のうち少ない金額)		
試験研究費に係る税額控除割合に (6) ≥ 10 % の場合	7	0.1	費に 特別研究税額控除限度額 (19)× $\frac{30}{100}$ ＋((18)－(19))× $\frac{20}{100}$	20	
(6) < 10 % の場合 (6)×0.2＋ $\frac{8}{100}$ (小数点以下3位未満切捨て)	8				
税額控除限度額 ((4)×(7))又は((4)×(8))	9		① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の4第2項」		
中小企業者等税額控除限度額 (4)× $\frac{12}{100}$	10		② 「区分番号」欄：「00564」		
調整前法人税額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」、別表一(三)「2」又は別表一の三「2」若しくは「13」)	11		③ 「適用額」欄：「15」欄の金額		
当期税額基準額 (11)× $\frac{25}{100}$	12		調整前法人税額超過構成額 (別表六(二十三)「7の②」)	23	
当期税額控除可能額 ((9)又は(10))と(12)のうち少ない金額	13		当期税額控除額 (22)－(23)	24	
調整前法人税額超過構成額 (別表六(二十三)「7の①」)	14		法人税額の特別控除額 (15)＋(24)	25	
当期税額控除額 (13)－(14)	15		特別試験研究費の額の明細		
措法第42条の4第3項各号の該当号	特別試験研究の内容		特別試験研究費の額		
26	特別試験研究費の額に係る税額控除を適用している場合		28		
第1号・第1号	① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の4第3項」		円		
第1号・第1号	② 「区分番号」欄：「00565」				
第1号・第1号	③ 「適用額」欄：「24」欄の金額				
第1号・第2号					
第1号・第2号					
計					
同上のうち(26)が第1号である特別試験研究に係る特別試験研究費の額	29				

別表六(七)

「22」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

試験研究費の増加額等に係る法人税額の特別控除に関する明細書

事業 年 度	・ ・	法人名
-----------	--------	-----

別表六(七)

平二十八・四・一以後終了事業年度分

御注意

「比較試験研究費の額3」が零の場合には、「増加試験研究費割合6」は記載せず、「試験研究費の増加額に係る税額控除限度額9」には、「(5)×(7)」として計算した金額を記載してください。

試験研究費の額	1	円	平均売上金額 (別表六(八)「5」)	12	円
調整前法人税額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」、 別表一(三)「2」又は別表一の三「2」若しくは「13」)	2		平均売上金額の10%相当額 $(12) \times \frac{10}{100}$	13	
比較試験研究費の額 (別表六(八)「10」)	3		平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額 (1) - (13)	14	
基準試験研究費の額 (別表六(八)「11」)	4		試験研究費割合 $\frac{(1)}{(12)}$	15	
増加試験研究費の額 (1) - (3) (1) ≤ (4) の場合は 0)	5		超過税額控除割合 $(15) - \frac{10}{100} \times 0.2$	16	
増加試験研究費割合 $\frac{(5)}{(3)}$	6		平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額に係る税額控除限度額 (14) × (16)	17	円
試験に係る研究税額控除増加割合 (6) ≥ 30% の場合	7		「22」欄 平均売上金額の10%を超える試験研究費の額に係る税額控除を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の4第4項第2号」 ② 「区分番号」欄：「00012」 ③ 「適用額」欄：「22」欄の金額		
(6) < 30% の場合	8				
			(17) と (18) のうち少ない金額	19	
「22」欄 試験研究費の増加額に係る税額控除を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の4第4項第1号」 ② 「区分番号」欄：「00486」 ③ 「適用額」欄：「22」欄の金額			控除可能額 又は(19)の金額	20	
調整前法人税額	10		調整前法人税額超過構成額 (別表六(二十三)「7の③」)	21	
当期税額控除可能額 (9) と (10) のうち少ない金額	11		法人税額の特別控除額 (20) - (21)	22	

法 0301-0607

別表六(九)

「17」又は「22」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業
年度・
・

法人名

別表六(九)

平二十八・四・一以後終了事業年度分

御注意

1 法人税額の特別控除は、資本金の額又は出資金の額が一億円以下の法人でその発行済株式又は出資の総数又は総額の一定割合以上を大規模法人に所有されている法人については適用がありませんので、御注意ください。

2 エネルギー環境負荷低減推進設備等の取得等に関する記載は、「中小企業者の判定」欄に記載してください。

措法第42条の5第1項各号の該当号 (旧措法第42条の5第1項各号の該当号)		1	第 号	第 号	第 号	第 号	第 号
事業 種 目		2					
資 産 区 分	種 類	3					
	構造、設備の種類又は区分	4					
	細 目	5					
	取 得 年 月 日	6	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .
	事業の用に供した年月日	7	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .
	「17」欄 額又は製作価額	8	円	円	円	円	円
「17」欄 エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の5第2項」 ② 「区分番号」欄：「00296」 ③ 「適用額」欄：「17」欄の金額							
取得価額の合計額 (10)の合計		11		差引当期税額基準額残額 (14)－(15)	18	円	
当 期 分	税 額 控 除 限 度 額 (11)× $\frac{7}{100}$	12		繰越税額控除限度超過額 (24の計)	19		
	調整前法人税額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」、 別表一(三)「2」又は別表一の三「2」 若しくは「13」)	13		同上のうち当期繰越税額控除可能額 (18)と(19)のうち少ない金額)	20		
	当 期 税 額 基 準 額 (13)× $\frac{20}{100}$	14		調整前法人税額超過構成額 (別表六(二十三)「7の④」)	21		
	当 期 税 額 控 除 可 能 額 (12)と(14)のうち少ない金額)	15		当 期 繰 越 税 額 控 除 額 (20)－(21)	22		
	調整前法人税額超過構成額 (別表六(二十三)「7の⑤」)	16					
	当 期 税 額 控 除 額 (15)－(16)	17		法人税額の特別控除額 (17)＋(22)	23		
翌 期 繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額 の 計 算							
事業年度又は連結事業年度	前 期 繰 越 額 又 は 当 期 繰 越 額 又 は 当 期 控 除 可 能 額	「22」欄	当 期 繰 越 額 又 は 当 期 控 除 可 能 額	翌 期 繰 越 額	(24)－(25)		
平 . .							
平 . .							
平 . .							
計							
当 期 分	(12)		(15)	外			
合 計							
機 械 設 備 等 の 概 要							

「16」、「22」又は「27」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

事業年度	・ ・	法人名	
------	--------	-----	--

平二十八・四・一以後終了事業年度分

措法第42条の6第1項各号の該当号及び特定生産性向上設備等の該当区分	1	第 号 特定生産性向上設備等	第 号 特定生産性向上設備等	第 号 特定生産性向上設備等	第 号 特定生産性向上設備等	第 号 特定生産性向上設備等
事業種目	2	500-188				

中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除
(特定生産性向上設備等の場合)を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の6第4項」
- ② 「区分番号」欄：「00492」
- ③ 「適用額」欄：「22」欄の金額

取得価額又は製作価額	7	円	円	円	円	円
「16」欄						
中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 (特定生産性向上設備等以外のものの場合)を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の6第3項」 ② 「区分番号」欄：「00043」 ③ 「適用額」欄：「16」欄の金額						
額の計算						
額控除可能額 (のうち少ない金額)					20	円

中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除
(特定生産性向上設備等以外のものの場合)を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の6第3項」
- ② 「区分番号」欄：「00043」
- ③ 「適用額」欄：「16」欄の金額

当期	生産性向上設備等以外のもの	税 額 控 除 限 度 額 (10) $\times \frac{7}{100}$	11	期 分 前 期 繰 越 分	調整前法人税額超過構成額 (別表六(二十三)「7の⑧」)	21	
		調 整 前 法 人 税 額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」、別紙一(三)「2」又は別表一の(三)「2」若しくは「13」)	12		当 期 税 額 控 除 額 (20) - (21)	22	
		当 期 税 額 基 準 額 (12) $\times \frac{20}{100}$	13		差 引 当 期 税 額 基 準 額 残 額 (13) - (14) - (20)	23	
		当 期 税 額 控 除 可 能 額 (11) と (13) のうち少ない金額)	14		繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額 (29) の計)	24	
		調整前法人税額超過構成額 (別表六(二十三)「7の⑦」)	15		同上のうち当期繰越税額控除可能額 (23) と (24) のうち少ない金額)	25	
	特定生産性向上設備等	当 期 税 額 控 除 額 (14) - (15)	16		調 整 前 法 人 税 額 超 過 構 成 額 (別表六(二十三)「7の⑥」)	26	
		取得価額の合計額 ((9) のうち特定生産性向上設備等に係る額の合計額)	17	法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 (16) + (22) + (27)	当 期 繰 越 税 額 控 除 額 (25) - (26)	27	
		税 額 控 除 限 度 額 (17) $\times \frac{7 \text{又は} 10}{100}$	18				
		当 期 税 額 基 準 額 残 額 (13) - (14)	19				

翌期繰越税額控除限度超過額の計算

事業年度又は連結事業年度	前 期 繰 越 額 又 は 控 除 限 度 額	当 期 繰 越 額 又 は 控 除 限 度 額	翌 期 繰 越 額 又 は 控 除 限 度 額
	67,400	29,130	30,000

中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除
(前期からの繰越税額控除がある場合)を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の6第5項」
- ② 「区分番号」欄：「00044」
- ③ 「適用額」欄：「27」欄の金額

当期分	生産性以外	(17)	(19)	外
	生産性	(18)	(20)	外
当期分計				
合計				

機 械 装 置 等 の 概 要

– 23 –

別表六(十一)

「18」又は「23」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業
年度・
・

法人名

別表六(十一)

平二十八・四・一以後終了事業年度分

措法第42条の9第1項の表の各号の該当号	1	第 号	第 号	第 号	第 号	第 号		
事業種目	2							
資産区分	種類	3						
	構造、設備の種類又は区分	4						
	細目	5						
	取得年月日	6	平・・	平・・	平・・	平・・		
	事業の用に供した年月日	7	平・・	平・・	平・・	平・・		
取得価額	取得価額又は製作価額	8	円	円	円	円		
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	9						
	差引改定取得価額(8)-(9)	10						
法人税額の特別控除額の計算								
当期分	取得価額の合計額(10の合計)	11	円	前期繰越	差引当期税額基準額残額(15)-(16)	19	円	
	同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物に係る額	12			繰越	繰越税額控除限度超過額(25の計)	20	
	税額控除限度額 $(11)-(12) \times \frac{15}{100} + (12) \times \frac{8}{100}$	13				同上のうち当期繰越税額控除可能額((19)と(20)のうち少ない金額)	21	
	調整前法人税額(別表一(一)「2」、別表一(二)「2」、別表一(三)「2」又は別表一の三「2」若しくは「13」)	14				調整前法人税額超過構成額(別表六(二十三)「7の⑨」)	22	
	当期税額基準額 $(14) \times \frac{20}{100}$	15			分	当期繰越税額控除額(21)-(22)	23	
	当期税額控除可能額((13)と(15)のうち少ない金額)	16				法人税額の特別控除額(18)+(23)	24	
	調整前法人税額超過構成額(別表六(二十三)「7の⑩」)	17						
	当期税額控除額(16)-(17)	18						
	翌期繰越税額控除限度超過額の計算							
	事業年度又は連結事業年度	前期繰越税額控除限度額	当期控除可能額	翌期繰越額(25)-(26)				
	25	26	27					
平・・	円	円						
平・・			外	円				
平・・			外					
平・・			外					
平・・			外					
平・・			外					
平・・			外					
平・・			外					
平・・			外					
計		(21)						
当期分	(13)	(16)	外					
合計								
機械設備等の概要								

P25参照

別表六(十一)

「18」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
沖縄の観光地形成促進地域において工業用機械等 を取得した場合の法人税額の特別控除 (1 欄が「第 1 号」)	第42条の 9 第 1 項第 1 号	00493	「18」欄の金額
沖縄の情報通信産業振興地域において工業用機械 等を取得した場合の法人税額の特別控除 (1 欄が「第 2 号」)	第42条の 9 第 1 項第 2 号	00494	
沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工 業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 (1 欄が「第 3 号」)	第42条の 9 第 1 項第 3 号	00495	
沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用 機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 (1 欄が「第 4 号」)	第42条の 9 第 1 項第 4 号	00496	
沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機 械等を取得した場合の法人税額の特別控除 (1 欄が「第 5 号」)	第42条の 9 第 1 項第 5 号	00497	

「23」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した 場合の法人税額の特別控除	「第42条の 9 第 2 項(同条第 1 項第 1 号から第 5 号ま で)」、「平成26年旧措置法第 42条の 9 第 2 項(同条第 1 項 第 1 号から第 5 号まで)」又 は「平成24年旧措置法第42条 の 9 第 2 項(同条第 1 項第 1 号から第 5 号まで)」	00411	「23」欄の金額

別表六(十三)

「19」又は「24」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業
年度・
・

法人名

別表六(十三)

平二十八・四・一以後終了事業年度分

国家戦略特別区域の名称		1					
措法第42条の10第1項各号の該当号		2	第 号	第 号	第 号	第 号	第 号
特 定 事 業 の 内 容		3					
資 産 区 分	種 類	4					
	構造、設備の種類又は区分	5					
	細 目	6					
	取 得 年 月 日	7	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .
	特定事業の用に供した年月日	8	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .
取 得 価 額 又 は 製 作 価 額	9	円	円	円	円	円	
「19」欄		国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の10第2項」 ② 「区分番号」欄：「00507」 ③ 「適用額」欄：「19」欄の金額					
当 期 繰 越 分		13	同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物に係る額	14	税 額 控 除 限 度 額 (12) - (13) × $\frac{15}{100}$ + (13) × $\frac{8}{100}$	15	調 整 前 法 人 税 額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」、別表一(三)「2」又は別表一の三「2」若しくは「13」)
		16	当 期 税 額 基 準 額 (15) × $\frac{20}{100}$	17	当 期 税 額 控 除 可 能 額 (14) と (16) のうち少ない金額	18	調 整 前 法 人 税 額 超 過 構 成 額 (別表六(二十三)「7の⑫」)
		19	当 期 税 額 控 除 額 (17) - (18)	20	税 額 基 準 額 残 額 (16) - (17)	21	繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額 (26の計)
		22	同上のうち当期繰越税額控除可能額 (20) と (21) のうち少ない金額	23	調 整 前 法 人 税 額 超 過 構 成 額 (別表六(二十三)「7の⑪」)	24	当 期 繰 越 税 額 控 除 額 (22) - (23)
		25	法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 (19) 又は (19) + (24)				
繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額 の 内 訳							
事業年度又は連結事業年度		前 期 繰 越 額			当 期 控 除 可 能 額		
平 . .		26			2		
平 . .							
平 . .							
平 . .							
計							
機							
「24」欄 国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除(前期からの繰越税額控除がある場合)を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「平成28年旧措置法第42条の10第3項」 ② 「区分番号」欄：「00508」 ③ 「適用額」欄：「24」欄の金額							

別表六(十四)

「23」又は「28」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業
年度・
・

法人名

別表六(十四)

平二十八・四・一以後終了事業年度分

国際戦略総合特別区域の名称		1						
措法第42条の11第1項各号の該当号		2	第 号	第 号	第 号	第 号	第 号	
特定国際戦略事業の内容		3						
資 産 区 分	種 類	4						
	構造、設備の種類又は区分	5						
	細 目	6						
	取 得 年 月 日	7	平 ・ ・	平 ・ ・	平 ・ ・	平 ・ ・	平 ・ ・	
特 定 国 際 戦 略 事 業 の 用 途		8	平 ・ ・	平 ・ ・	平 ・ ・	平 ・ ・	平 ・ ・	
取 得 価 額	取 得					円	円	
	法人税積							
	差 引							
「23」欄 国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の11第2項」 ② 「区分番号」欄：「00301」 ③ 「適用額」欄：「23」欄の金額								
法人税額の特別控除額の計算								
当 期 分	(11)のうち(7)が平成28年4月1日以前であるものに係る額の合計額	12		円	当期税額控除可能額 (18)と(20)のうち少ない金額	21	円	
	同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物に係る額	13			調整前法人税額超過構成額 (別表六(二十三)「7の⑩」)	22		
	(11)のうち(7)が平成28年4月1日以後であるものに係る額の合計額	14			当期税額控除額 (21)－(22)	23		
	同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物に係る額	15			差引当期税額基準額残額 (20)－(21)	24		
	税額控除限度額の計算	$((12)-(13)) \times \frac{15}{100} + (13) \times \frac{8}{100}$	16			繰越税額控除限度超過額 (30の計)	25	
		$((14)-(15)) \times \frac{12}{100} + (15) \times \frac{6}{100}$	17			同上のうち当期繰越税額控除可能額 (24)と(25)のうち少ない金額	26	
	税 額 控 除 限 度 額 (16)＋(17)	18			調整前法人税額超過構成額 (別表六(二十三)「7の⑬」)	27		
	調 整 前 法 人 税 額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」、別表一(三)「2」又は別表一の三「2」若しくは「13」)	19			当期繰越税額控除額 (26)－(27)	28		
	当 期 税 額 基 準 額 (19) $\times \frac{20}{100}$	20			法人税額の特別控除額 (23)又は(23)＋(28)	29		
	繰越税額控除限度超過額の内訳							
事業年度又は連結事業年度			「28」欄 国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除(前期からの繰越税額控除がある場合)を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「平成28年旧措置法第42条の11第3項」 ② 「区分番号」欄：「00302」 ③ 「適用額」欄：「28」欄の金額					
平	・	・						
平	・	・						
平	・	・						
計			(26)					
機 械 設 備 等 の 概 要								

別表六(十五)

「24」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業
年度・
・

法人名

別表六(十五)

平二十八・四・一以後終了事業年度分

地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受けた日	1	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .
計画の区分及び事業実施地域	2	拡充型・移転型	拡充型・移転型	拡充型・移転型	拡充型・移転型	拡充型・移転型
資産区分	種類	3				
	構造又は区分	4				
	細目	5				
	取得年月日	6	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .
	事業の用に供した年月日	7	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .
取得価額	取得価額	8	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	9				
	差引改定取得価額 (8) - (9)	10				
法人税額の特別控除額の計算						
拡充型計画の場合	取得価額の合計額 (10)のうち拡充型計画に係る額の合計額	11	円	税額控除限度額 (13) + (14) + (17) + (18)	19	円
	同上のうち(1)が措法第42条の11の2第2項第1号に掲げる期間内であるものに係る額	12		調整前法人税額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」、別表一(三)「2」又は別表一の三「2」)	20	
	特定期間分 $(12) \times \frac{4}{100}$	13				
	特定期間以外の場合額 $((11) - (12)) \times \frac{2}{100}$	14		当期税額基準額		
	「24」欄 地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の11の2第2項」 ② 「区分番号」欄：「00570」 ③ 「適用額」欄：「24」欄の金額					
移転型計画の場合	取得価額の合計額 (10)のうち移転型計画に係る額の合計額	15		調整前法人税額超過構成額 (別表六(二十三)「7の⑮」)	23	
	同上のうち(1)が措法第42条の11の2第2項第1号に掲げる期間内であるものに係る額	16				
	特定期間分 $(16) \times \frac{7}{100}$	17		法人税額の特別控除額 (22) - (23)	24	
	特定期間以外の場合額 $((15) - (16)) \times \frac{4}{100}$	18				
建 物 等 の 概 要						

別表六(十六)

「16」、「24」又は「34」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

雇用者の数が増加した場合又は特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業 年 度	・ ・	法人名	
-----------	--------	-----	--

別表六(十六)

平二十八・四・一以後終了事業年度分

基 準 雇 用 者 数 (別表六(十六)付表「4の①」) (マイナスの場合は0)		人	調 整 基 準 雇 用 者 数		人
基 準 雇 用 者 割 合 (1) (別表六(十六)付表「2の①」-「3の①」)					
給 与 等 支 給 額 (別表六(十六)付表「7」)					
比 較 給 与 等 支 給 額 (別表六(十六)付表「15」)					
特定地域基準雇用者数の計算	当期の終了の日において勤務する特定地域新規雇用者数 同上のうち特定業務施設に係る特定地域新規雇用者数 みなし基準雇用者数 (別表六(十六)付表「4」の②-「4の③」) 特定地域基準雇用者数 ((5)-(6))と(7)のうち少ない数 (マイナスの場合は0)	7 8	計 算 調整前法人税額超過構成額 (別表六(二十三)「7の⑯」) 当 期 税 額 控 除 額 (14)-(15)	15 16	
認 定 地 方 活 力 向 上 地 域 特 定 業 務 施 設 整 備 計 画 に 関 する 事 項					
認 定 年 月 日	平	・	・	事 業 実 施 地 域	
地 方 事 業 所 税 額 控 除 限 度 額 に 係 る 計 算			地 方 事 業 所 特 別 税 額 控 除 限 度 額 に 係 る 計 算		
計 画 の 区 分	拡 充 型 ・ 移 転 型		基 準 年 度	平	・
地方事業所基	「34」欄		特定地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除(地方事業所特別基準雇用者数により税額控除額を計算している場合)を適用している場合		
当期税	① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の12第3項」 ② 「区分番号」欄：「00572」 ③ 「適用額」欄：「34」欄の金額				
税	控除対象地方事業 ((1)と(17)の) 地方事業所税 (20万円又は50万円)×(18) ((3)<(4)の場合は0)	19	雇 用 者 数 用 の 基 準 数	平	・
	税 額 基 準 額			平	・
「24」欄					
特定地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除(地方事業所基準雇用者数により税額控除額を計算している場合)を適用している場合					
① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の12第2項」					
② 「区分番号」欄：「00571」					
③ 「適用額」欄：「24」欄の金額					
の 計 算	(19)と(21)のうち少ない金額 調整前法人税額超過構成額 (別表六(二十三)「7の⑰」) 当 期 税 額 控 除 額 (22)-(23)	23 24	除 額 の 計 算	当 期 税 額 控 除 可 能 額 (30)と(31)のうち少ない金額 調整前法人税額超過構成額 (別表六(二十三)「7の⑱」) 当 期 税 額 控 除 額 (32)-(33)	28 29 30 31 32 33 34
法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 (16)+(24)+(34)				35	

別表六(十七)
「10」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・	・	法人名	
------	---	---	-----	--

別表六(十七) 平二十八・四・二十以後終了事業年度分

特定寄附金の額の合計額 (19の計)	1	円	住民税額の計算の基礎と	調整前法人税額 (6)	11	円
税額控除基準額 (1)× $\frac{20}{100}$	2			法人税額調整加算額 (「別表一(一)」「7」、別表一(二)「7」又は別表一(三)「7」)+別表六(二十四)「31」)	12	
差引税額控除基準額残額 (2)－(18)	3			法人税額 中小企業者等以外の法人 (「別表六(九)」「15」+「20」)+(別表六(十)「14」+「20」+「25」)+(別表六(十一)「16」+「21」)+別表六(十二)「4」+(別表六(十八)「14」+「19」)+ (別表六(二十一)「20」+「25」)+別表六(二十二)「10」)	13	
特定寄附金基準額 (1)× $\frac{10}{100}$	4			中小企業者等 (「別表六(六)」「13」+「22」)+別表六(七)「20」+(別表六(九)「15」+「20」)+ (別表六(十)「14」+「20」+「25」)+ (別表六(十一)「16」+「21」)+別表六(十二)「4」+別表六(十五)「22」+ (別表六(十六)「14」+「22」+「32」)+ (別表六(十八)「14」+「19」)+別表六(九)「13」+別表六(二十)「19」+ 別表六(二十一)「20」+「25」)+ 別表六(二十二)「10」)	14	
税額控除限度額 (3)と(4)のうち少ない金額)	5			計	15	
				+(12)－((13)又は(14))		
当期税額控除可能額 (5)と(7)のうち少ない金額)	8		税額の計算	税額控除対象個別帰属調整額等	16	
調整前法人税額超過構成額 (別表六(二十三)「7の⑨」)	9		計算	住民税額控除額の計算の基礎となる法人税額 (15)－(16) (12)>(15)－(16)の場合は(12))	17	
法人税額の特別控除額 (8)－(9)	10		算	住民税額控除額 (17)× $\frac{2.58又は1.4}{100}$	18	
特定寄附金に関する明細						
寄附した年月日	寄附先	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業の内容			特定寄附金の額	
					19	
平・					円	
平・						
平・						
計						

「10」欄
認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除を適用している場合
① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の12の2第1項」
② 「区分番号」欄：「00589」
③ 「適用額」欄：「10」欄の金額

別表六(十八)

「16」又は「21」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業
年度・
・

法人名

別表六(十八)

平二十八・四・一以後終了事業年度分

御注意

資本金の額又は出資金の額が三千万円を超える法人（中小企業等協同組合等を除きます。）であつても、その発行済株式又は出資の総数又は総額の一定割合以上を大規模法人に所有されている法人については、この制度の適用がありません。なお、資本金の額又は出資金の額が三千万円以下の法人（中小企業等協同組合等を除きます。）は、この制度の適用があります。（裏面の「中小企業者の判定」欄に記載して判定してください。）

経営の改善に関する指導及び助言を受けた認定経営革新等支援機関等の名称		1						
事業種目		2						
資産区分	種類	3						
	設備の名称	4						
	取得年月日	5	平・・	平・・	平・・	平・・	平・・	
	指定事業の用に供した年月日	6	平・・	平・・	平・・	平・・	平・・	
取得価額	取得価額又は製作価額	7	円	円	円	円	円	
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	8						
	差引改定取得価額 (7) - (8)	9						
「16」欄 法人税額の特別控除額の計算 特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の12の3第2項」 ② 「区分番号」欄：「00448」 ③ 「適用額」欄：「16」欄の金額								
繰越分	若しくは「13」			繰越	繰越税額控除可能額 (17)と(18)のうち少ない金額	19		
	当期税額基準額 $(12) \times \frac{20}{100}$	13			調整前法人税額超過構成額 (別表六(二十三)「7の㉑」)	20		
	当期税額控除可能額 (11)と(13)のうち少ない金額	14			当期繰越税額控除額 (19) - (20)	21		
	調整前法人税額超過構成額 (別表六(二十三)「7の㉑」)	15			法人税額の特別控除額 (16) + (21)	22		
	当期税額控除額 (14) - (15)	16						
翌期繰越税額控除限度超過額の計算								
事業年度又は連結事業年度	前期繰越額又は 当期税額控除限度額		当期控除可能額		翌期繰越額 (23) - (24)			
平・・			24		25			
平・・								
平・・								
計								
当期分	(11)		(14)		外			
合計								
設備の概要								

別表六(十九)

「15」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業
年度・
・
・
・

法人名

調査前増加額 雇用者給与等 の計算	雇用者給与等支給額	1	円	法人 税 額 の 特 別 控 除 額 の 計 算	税 額 控 除 限 度 額 (9) × $\frac{10}{100}$ ((1) < (5) の場合又は (6) ≤ (7) の場合は 0)	10	円
基準雇用者給与等支給額 (19)	2		調 整 前 法 人 税 額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」、別表一(三)「2」又は別紙一の三「2」若しくは「13」)		11		
調整前雇用者給与等支給増加額 (1) - (2) (マイナスの場合は 0)	3		当 期 税 額 基 準 額 (11) × $\frac{10 \text{又は} 20}{100}$		12		
増 加 促 進 割 合 (3) (2)	4		当 期 税 額 控 除 可 能 額 (10) と (12) のうち少ない金額)		13		
比 較 雇 用 者 給 与 等 支 給 額 (23)	5	円	調 整 前 法 人 税 額 超 過 構 成 額 (別表六(二十三)「7の②」)		14		
平 均 給 与 等 支 給 額 (29の①)	6		法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 (13) - (14)		15		
比 較 平 均 給 与 等 支 給 額 (29の②)	7						
雇用者給与等支給増加重複控除額 (別表六(十九)付表「7」)	8						
雇用者給与等支給増加額 (3) - (8) (マイナスの場合は 0)	9						
基 準 雇 用 者 給 与 等 支 給 額 の 計 算							
基準事業年度又は基準連結事業年度等	国内雇用者に対する 給与等の支給額		適用年度の月数 (16)の基準事業年度又は 基準連結事業年度等の月数	基準雇用者給与等支給額 (17) × (18)			
16			18	19			
平 平	・ ・		「15」欄 雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除を 適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の12の4第1項」 ② 「区分番号」欄：「00450」 ③ 「適用額」欄：「15」欄の金額				
比 較 雇 用							
前事業年度又は前連結事業年度	国内						
20	21	22					23
平 平	・ ・	円	—	円			
平 均 給 与 等 支 給 額 及 び 比 較 平 均 給 与 等 支 給 額 の 計 算							
		平均給与等支給額の計算		比較平均給与等支給額の計算			
		適 用 年 度		前事業年度又は前連結事業年度			
		①		②			
雇用者給与等支給額	24	(1) 円		(21) 円			
同上のうち一般被保険者である継続雇用者に係る金額	25						
同上のうち継続雇用制度対象者に係る金額	26						
継続雇用者給与等支給額 (25) - (26)	27						
月別支給対象者の合計数	28	人		人			
平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額 (27) (28)	29	円		円			

別表六(十九)

平二十八・四・一以後終了事業年度分

別表六(二十)

「21」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業
年度・
・

法人名

別表六(二十)

平二十八・四・一以後終了事業年度分

事業	種	目	1						
資産 区分	種	類	2						
	構造、設備の種類又は区分		3						
	細	目	4						
	取	得	年	月	日	5	平	・	・
分	事業の用に供した年月日		6	平	・	・	平	・	・
取 得 価 額	取得価額又は製作価額		7		円		円		円
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額		8						
	差引改定取得価額(7)-(8)		9						
法人税額の特別控除額の計算									
取得価額の合計額((9)の合計)			10		円	調整前法人税額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」、 別表一(三)「2」又は別表一の三「2」若			17
同上のうち建物及び構築物に係る額			11	「21」欄 生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の12の5第7項」又は「第42条の12の5第7項及び第8項」 ② 「区分番号」欄：「00517」 ③ 「適用額」欄：「21」欄の金額					
(10)のうち(6)が特定期間内であるものに係る額			12						
同上のうち建物及び構築物に係る額			13						
税 額 控 除 限 度 額 の 計 算	特 外 定 の 期 間 以 分	$((10)-(11))-(12)-(13)) \times \frac{4}{100} + ((11)-(13)) \times \frac{2}{100}$	14	調整前法人税額超過構成額 (別表六(二十三)「7の㉓」)			20		
	特 定 期 間 分	$((12)-(13)) \times \frac{5}{100} + (13) \times \frac{3}{100}$	15						
	税 額 控 除 限 度 額 (14)+(15)		16	法人税額の特別控除額 (19)-(20)			21		
機 械 設 備 等 の 概 要									

別表八(一)

「12」若しくは「25」欄に記載がある場合、又は「38」欄に「特定株式投信」と記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

① 受取配当等の益金不算入に関する明細書

事業	：	：	法人名
年度	：	：	

別表八(一)

平二十八・四・一以後終了事業年度分

御注意

21 「租税特別措置法第67条の6第1項に規定する特定株式投資信託の収益の分配に係る積立金の額を含め、主として、

当年度実績により負債利子等の額を計算する場合				基準年度実績により負債利子等の額を計算する場合			
完全子法人株式等に係る受取配当等の額 (31の計)		1	円	完全子法人株式等に係る受取配当等の額 (31の計)		14	円
関係法人株式等の計算	受取配当等の額 (34の計)	2		関係法人株式等の計算	受取配当等の額 (34の計)	15	
	当期中に支払う負債利子等の額	3			当期中に支払う負債利子等の額	16	
	連結法人に支払う負債利子等の額	4			国外支配株主等に係る負債の利子等の損金不算入額、関連者等に係る支払利子等の損金不算入額又は恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入額 (別表十七(一)「35」と別表十七(二の二)「25」のうち多い金額)又は(別表十七(二の二)「30」と別表十七(三(二)「17」のうち多い金額)	17	
	国外支配株主等に係る負債の利子等の損金不算入額、関連者等に係る支払利子等の損金不算入額又は恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入額 (別表十七(一)「35」と別表十七(二の二)「25」のうち多い金額)又は(別表十七(二の二)「30」と別表十七(三(二)「17」のうち多い金額)	5			超過利子額の損金算入額 (別表十七(三(三)「10」)	18	
	超過利子額の損金算入額 (別表十七(三(三)「10」)	6			計 (16) - (17) + (18)	19	
	計 (3) - (4) - (5) + (6)	7			平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始した各事業年度の負債利子等の額の合計額	20	
	総資産価値額 (29の計)	8			同上の各事業年度の関連法人株式等に係る負債利子等の額の合計額	21	
	期末関連法人株式等の帳簿価額 (30の計)	9			負債利子控除割合 (21) (20)	22	
	受取配当等の額から控除する負債利子等の額 (7) × (9) (8)	10			受取配当等の額から控除する負債利子等の額 (19) × (22)	23	円
	その他株式等に係る受取配当等の額 (37の計)	11			その他株式等に係る受取配当等の額 (37の計)	24	
非支配目的株式等に係る受取配当等の額 (43の計)		12		非支配目的株式等に係る受取配当等の額 (43の計)		25	
受取配当等の益金不算入額 (1) + (2) - (10) + (11) × 50% + (12) × (20%又は40%)		13		受取配当等の益金不算入額 (14) + (15) - (23) + (24) × 50% + (25) × (20%又は40%)		26	
当年度実績による場合の総資産価値額等の計算							
区分	総資産の帳簿価額	連結法人に支払う負債利子等の元本の負債の額等	総資産価値額 (27) - (28)	期末関連法人株式等の帳簿価額			
	27	28	29	30			
「12」又は「25」欄				「38」欄			
保険会社の受取配当等の益金不算入の特例を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第67条の7第1項」 ② 「区分番号」欄：「00583」 ③ 「適用額」欄：「12」又は「25」欄の金額							
子法人株式等 関係法人株式等 その他株式等							
特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第67条の6第1項」 ② 「区分番号」欄：「00278」 ③ 「適用額」欄：「38」欄に「特定株式投信」と記載した銘柄の「43」欄の金額の合計額							
子法人株式等 関係法人株式等 その他株式等							
法 人 名 本店の所在地 受取配当等の額 される金額 36 円 37 円 38 円 39 円 40 円 41 円 42 円 43 円							
法 人 名 本店の所在地 受取配当等の額 される金額 36 円 37 円 38 円 39 円 40 円 41 円 42 円 43 円							
法 人 名 本店の所在地 受取配当等の額 される金額 36 円 37 円 38 円 39 円 40 円 41 円 42 円 43 円							
法 人 名 本店の所在地 受取配当等の額 される金額 36 円 37 円 38 円 39 円 40 円 41 円 42 円 43 円							
法 人 名 本店の所在地 受取配当等の額 される金額 36 円 37 円 38 円 39 円 40 円 41 円 42 円 43 円							
法 人 名 本店の所在地 受取配当等の額 される金額 36 円 37 円 38 円 39 円 40 円 41 円 42 円 43 円							
法 人 名 本店の所在地 受取配当等の額 される金額 36 円 37 円 38 円 39 円 40 円 41 円 42 円 43 円							
法 人 名 本店の所在地 受取配当等の額 される金額 36 円 37 円 38 円 39 円 40 円 41 円 42 円 43 円							
法 人 名 本店の所在地 受取配当等の額 される金額 36 円 37 円 38 円 39 円 40 円 41 円 42 円 43 円							
法 人 名 本店の所在地 受取配当等の額 される金額 36 円 37 円 38 円 39 円 40 円 41 円 42 円 43 円							
法 人 名 本店の所在地 受取配当等の額 される金額 36 円 37 円 38 円 39 円 40 円 41 円 42 円 43 円							
法 人 名 本店の所在地 受取配当等の額 される金額 36 円 37 円 38 円 39 円 40 円 41 円 42 円 43 円							
法 人 名 本店の所在地 受取配当等の額 される金額 36 円 37 円 38 円 39 円 40 円 41 円 42 円 43 円							
法 人 名 本店の所在地 受取配当等の額 される金額 36 円 37 円 38 円 39 円 40 円 41 円 42 円 43 円							
法 人 名 本店の所在地 受取配当等の額 される金額 36 円 37 円 38 円 39 円 40 円 41 円 42 円 43 円							
法 人 名 本店の所在地 受取配当等の額 される金額 36 円 37 円 38 円 39 円 40 円 41 円 42 円 43 円							
法 人 名 本店の所在地 受取配当等の額 される金額 36 円 37 円 38 円 39 円 40 円 41 円 42 円 43 円							
法 人 名 本店の所在地 受取配当等の額 される金額 36 円 37 円 38 円 39 円 40 円 41 円 42 円 43 円							
法 人 名 本店の所在地 受取配当等の額 される金額 36 円 37 円 38 円 39 円 40 円 41 円 42 円 43 円							
法 人 名 本店の所在地 受取配当等の額 される金額 36 円 37 円 38 円 39 円 40 円 41 円 42 円 43 円							
法 人 名 本店の所在地 受取配当等の額 される金額 36 円 37 円 38 円 39 円 40 円 41 円 42 円 43 円							
法 人 名 本店の所在地 受取配当等の額 される金額 36 円 37 円 38 円 39 円 40 円 41 円 42 円 43 円							
法 人 名 本店の所在地 受取配当等の額 される金額 36 円 37 円 38 円 39 円 40 円 41 円 42 円 43 円							
法 人 名 本店の所在地 受取配当等の額 される金額 36 円 37 円 38 円 39 円 40 円 41 円 42 円 43 円							
法 人 名 本店の所在地 受取配当等の額 される金額 36 円 37 円 38 円 39 円 40 円 41 円 42 円 43 円							
法 人 名 本店の所在地 受取配当等の額 される金額 36 円 37 円 38 円 39 円 40 円 41 円 42 円 43 円							
法 人 名 本店の所在地 受取配当等の額 される金額 36 円 37 円 38 円 39 円 40 円 41 円 42 円 43 円							
法 人 名 本店の所在地 受取配当等の額 される金額 36 円 37 円 38 円 39 円 40 円 41 円 42 円 43 円							
法 人 名 本店の所在地 受取配当等の額 される金額 36 円 37 円 38 円 39 円 40 円 41 円 42 円 43 円							
法 人 名 本店の所在地 受取配当等の額 される金額 36 円 37 円 38 円 39 円 40 円 41 円 42 円 43 円							
法 人 名 本店の所在地 受取配当等の額 される金額 36 円 37 円 38 円 39 円 40 円 41 円 42 円 43 円							
法 人 名 本店の所在地 受取配当等の額 される金額 36 円 37 円 38 円 39 円 40 円 41 円 42 円 43 円							
法 人 名 本店の所在地 受取配当等の額 される金額 36 円 37 円 38 円 39 円 40 円 41 円 42 円 43 円							
法 人 名 本店の所在地 受取配当等の額 される金額 36 円 37 円 38 円 39 円 40 円 41 円 42 円 43 円							
法 人 名 本店の所在地 受取配当等の額 される金額 36 円 37 円 38 円 39 円 40 円 41 円 42 円 43 円							
法 人 名 本店の所在地 受取配当等の額 される金額 36 円 37 円 38 円 39 円 40 円 41 円 42 円 43 円							
法 人 名 本店の所在地 受取配当等の額 される金額 36 円 37 円 38 円 39 円 40 円 41 円 42 円 43 円							
法 人 名 本店の所在地 受取配当等の額 される金額 36 円 37 円 38 円 39 円 40 円 41 円 42 円 43 円							
法 人 名 本店の所在地 受取配当等の額 される金額 36 円 37 円 38 円 39 円 40 円 41 円 42 円 43 円							
法 人 名 本店の所在地 受取配当等の額 される金額 36 円 37 円 38 円 39 円 40 円 41 円 42 円 43 円							
法 人 名 本店の所在地 受取配当等の額 される金額 36 円 37 円 38 円 39 円 40 円 41 円 42 円 43 円							
法 人 名 本店の所在地 受取配当等の額 される金額 36 円 37 円 38 円 39 円 40 円 41 円 42 円 43 円							
法 人 名 本店の所在地 受取配当等の額 される金額 36 円 37 円 38 円 39 円 40 円 41 円 42 円 43 円							
法 人 名 本店の所在地 受取配当等の額 される金額 36 円 37 円 38 円 39 円 40 円 41 円 42 円 43 円							
法 人 名 本店の所在地 受取配当等の額 される金額 36 円 37 円 38 円 39 円 40 円 41 円 42 円 43 円							
法 人 名 本店の所在地 受取配当等の額 される金額 36 円 37 円 38 円 39 円 40 円 41 円 42 円 43 円							
法 人 名 本店の所在地 受取配当等の額 される金額 36 円 37 円 38 円 39 円 40 円 41 円 42 円 43 円							
法 人 名 本店の所在地 受取配当等の額 される金額 36 円 37 円 38 円 39 円 40 円 41 円 42 円 43 円							
法 人 名 本店の所在地 受取配当等の額 される金額 36 円 37 円 38 円 39 円 40 円 41 円 42 円 43 円							
法 人 名 本店の所在地 受取配当等の額 される金額 36 円 37 円 38 円 39 円 40 円 41 円 42 円 43 円							
法 人 名 本店の所在地 受取配当等の額 される金額 36 円 37 円 38 円 39 円 40 円 41 円 42 円 43 円							
法 人 名 本店の所在地 受取配当等の額 される金額 36 円 37 円 38 円 39 円 40 円 41 円 42 円 43 円							
法 人 名 本店の所在地 受取配当等の額 される金額 36 円 37 円 38 円 39 円 40 円 41 円 42 円 43 円							
法 人 名 本店の所在地 受取配当等の額 される金額 36 円 37 円 38 円 39 円 40 円 41 円 42 円 43 円							
法 人 名 本店の所在地 受取配当等の額 される金額 36 円 37 円 38 円 39 円 40 円 41 円 42 円 43 円							
法 人 名 本店の所在地 受取配当等の額 される金額 36 円 37 円 38 円 39 円 40 円 41 円 42 円 43 円							
法 人 名 本店の所在地 受取配当等の額 される金額 36 円 37 円 38 円 39 円 40 円 41 円 42 円 43 円							
法 人 名 本店の所在地 受取配当等の額 される金額 36 円 37 円 38 円 39 円 40 円 41 円 42 円 43 円							
法 人 名 本店の所在地 受取配当等の額 される金額 36 円 37 円 38 円 39 円 40 円 41 円 42 円 43 円							
法 人 名 本店の所在地 受取配当等の額 される金額 36 円 37 円 38 円 39 円 40 円 41 円 42 円 43 円							
法 人 名 本店の所在地 受取配当等の額 される金額 36 円 37 円 38 円 39 円 40 円 41 円 42 円 43 円							
法 人 名 本店の所在地 受取配当等の額 される金額 36 円 37 円 38 円 39 円 40 円 41 円 42 円 43 円							
法 人 名 本店の所在地 受取配当等の額 される金額 36 円 37 円 38 円 39 円 40 円 41 円 42 円 43 円							
法 人 名 本店の所在地 受取配当等の額 される金額 36 円 37 円 38 円 39 円 40 円 41 円 42 円 43 円							
法 人 名 本店の所在地 受取配当等の額 される金額 36 円 37 円 38 円 39 円 40 円 41 円 42 円 43 円							
法 人 名 本店の所在地 受取配当等の額 される金額 36 円 37 円 38 円 39 							

別表十(一)

「9」又は「13」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

③

沖縄の認定法人の所得の特別控除に関する明細書

事業年度	・	・	法人名				
地区又は地域	措法第60条第1項の表の各号又は第2項の区分 〔第1号(情報通信産業特別地区) 第2号(国際物流拠点産業集積地域) 第2項(経済金融活性化特別地区)〕	1	第1号	所得金額仮計 (別表四「25の①」)	5	円	
設立年月日	2	平	・	計算	所得基準額 $(7) \times \frac{40}{100}$	8	
			特別	(1)は第2号の場合 が第1号又	特別控除額 (8)	9	
					経済金融活性化特別地区内において常時使用する従業員の数	10	
					常時使用する従業員の総数	11	
					従業員割合 $\frac{(10)}{(11)}$	12	
事業種目	4		計算の場合		特別控除額 $(5) \times \frac{40}{100} \times (12)$	13	円

「9」欄

沖縄の国際物流拠点産業集積地域における認定法人の所得の特別控除を適用している場合(1欄が「第2号」)

- ① 「租税特別措置法の条項」欄:「第60条第1項第2号」
 ② 「区分番号」欄:「00425」
 ③ 「適用額」欄:「9」欄の金額

「9」欄

沖縄の情報通信産業特別地区における認定法人の所得の特別控除を適用している場合(1欄が「第1号」)

- ① 「租税特別措置法の条項」欄:「第60条第1項第1号」
 ② 「区分番号」欄:「00208」
 ③ 「適用額」欄:「9」欄の金額

「13」欄

沖縄の経済金融活性化特別地区における認定法人の所得の特別控除を適用している場合(1欄が「第2項」)

- ① 「租税特別措置法の条項」欄:「第60条第2項」
 ② 「区分番号」欄:「00544」
 ③ 「適用額」欄:「13」欄の金額

法 0301-1001

別表十(一) 平二十八・四・一以後終了事業年度分

別表十(二)

「7」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

③

国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の所得又は連結所得の金額の損金算入又は益金算入に関する明細書

事業年度
又は連結
事業年度

・ ・

法人名

()

別表十(二)

平二十八・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

I 国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の所得又は連結所得の金額の損金算入額の計算

国際戦略総合特別区域の名称	1		損 金 算 入 額 の 計 算	所得金額仮計又は 連結所得金額仮計 (別表四「25の①」又は別表四の 二「34の①」)	4	円
指定特定事業法人 としての指定を受けた日	2	平 . .		軽減対象所得金額又は 軽減対象連結所得金額	5	
				(4)と(5)のうち少ない金額	6	
特定国際戦略事業のうち 規制の特例措置等の適用を 受けて行われる事業の内容	3			損金算入額 $(6) \times \frac{20}{100}$	7	

II 指定特定事業法人の指定を取り消された場合の益金算入額の計算

指定の取消日	8	平 . .	指定を取り消された場合の益金算入額 (10)の合計	9	円
適用対象 算入された金額 年度において 損金の計算に	事業年度又は連結事業		損金算入額		
	平 . .		「7」欄		
	平 . .		国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人 の課税の特例を適用している場合		円
	平 . .		① 「租税特別措置法の条項」欄：「第61条第1項」		
	平 . .		② 「区分番号」欄：「00352」		
	平 . .		③ 「適用額」欄：「7」欄の金額		
	平 . .				
	平 . .				
	平 . .				
	合 計				

法 0301-1002

別表十(三)

「16」又は「43」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

- ① 探鉱準備金又は海外探鉱準備金の損金算入及び
⑥ 新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除
に関する明細書

事業年度
又は連結
事業年度

・

・

法人名

(

)

別表十三

平二十八・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

Ⅰ 探鉱準備金又は海外探鉱準備金の損金算入に関する明細書

準備金の名称		1		翌期繰越額の計算	期首探鉱準備金の金額又は期首海外探鉱準備金の金額	12	円
当期積立額		2	円		3年又は5年を経過した場合の益金算入額(25の計)	13	
積立限度額の計算	当期の指定期間内の鉱物の販売による収入金額	3			同上以外の場合による益金算入額(26の計+27の計)	14	
	取引基準額	4			計(13)+(14)	15	
	(3)× $\frac{12}{100}$				当期積立額のうち損金算入額(2)-(1)	16	
	(3)の収入金額に係る費用等の額	5			期末探鉱準備金の金額又は期末海外探鉱準備金の金額(12)-(15)+(16)	17	
	鉱物の販売に係る所得金額(3)-(5)	6			貸借対照表に計上されている探鉱準備金又は海外探鉱準備金	18	
	租税特別措置法施行令第34条第4項、第5項若しくは第12項又は第20条第2項、第4項若しくは第12項の金額	7					
採掘所得(6)×(8)×積立限度((4)と(9)のうち少)							
積立限度(2)-(4)							
積立事業年度							
・							
・							
・							
・							
・							
当期分							
計			円		円		円

「16」欄

探鉱準備金又は海外探鉱準備金の損金算入を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第58条第1項」※1、「第58条第9項」※2
又は「第58条第2項」※3
② 「区分番号」欄：「00203」※1、2又は「00482」※3
③ 「適用額」欄：「16」欄の金額

※1 第58条第1項(区分番号：「00203」)

探鉱準備金の損金算入(※2に該当するもの以外)

※2 第58条第9項(区分番号：「00203」)

探鉱準備金の損金算入(適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合)

※3 第58条第2項(区分番号：「00482」)

海外探鉱準備金の損金算入

「43」欄

新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第59条第1項」※1又は「第59条第2項」※2
② 「区分番号」欄：「00205」※1又は「00483」※2
③ 「適用額」欄：「43」欄の金額

※1 第59条第1項(区分番号：「00205」)

新鉱床探鉱費の特別控除

※2 第59条第2項(区分番号：「00483」)

海外新鉱床探鉱費の特別控除

探鉱費基準額の計算	当期に支出した新鉱床探鉱費						
	当期の探鉱用機械設備の償却						
	(29)のうち国内の新鉱床探						
	(29)のうち海外の新鉱床探						
準備金額の益金算入計算	(30)の額を超える探						
	益金算入基						
	探鉱費基						
	(29)又は(31)-(30) (マイナスの場合は0)						
準備金額の益金算入計算	3年又は5年を経過した場合の益金算入額(25の計)	34			所得基準額((37)-(40))又は((37)-(40)-(41)) (マイナスの場合は0)	42	
	任意取崩し等の場合の益金算入額(25の計)	35					
	益金算入基準額(34)+(35)	36			特別控除額(33)、(36)と(42)のうち少ない金額	43	

別表十(四)

「20」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

③

対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得又は連結所得の金額の損金算入又は益金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名	(	)
	・	・			

別表十(四)

平二十八・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

I 日本船舶による収入金額に係る所得又は連結所得の金額の損金算入額又は益金算入額の計算																	
日本船舶・船員確保計画の認定日		1	平	・	・	認定計画に記載された計画期間	2	平	・	・	準日本船舶につき国土交通大臣の確認を受けた日	3	平	・	・		
日本船舶ごとの純トン数に応じた利益の金額の計算																	
一日当たり利益金額の計算	日本船舶の名称		4														
	日本船舶の純トン数		5		トン		トン		トン		トン		トン		トン		トン
	(5)のうち1,000トン以下の純トン数		6														
	$((6) \times \frac{1}{100} \times 120 \text{円})$ 又は $((6) \times \frac{1}{100} \times 180 \text{円})$		7		円		円		円		円		円		円		円
	(5)のうち1,000トンを超え10,000トン以下の純トン数		8		トン		トン		トン		トン		トン		トン		トン
	$((8) \times \frac{1}{100} \times 90 \text{円})$ 又は $((8) \times \frac{1}{100} \times 135 \text{円})$		9		円		円		円		円		円		円		円
	(5)のうち10,000トンを超え25,000トン以下の純トン数		10		トン		トン		トン		トン		トン		トン		トン
	$((10) \times \frac{1}{100} \times 60 \text{円})$ 又は $((10) \times \frac{1}{100} \times 90 \text{円})$		11		円		円		円		円		円		円		円
	(5)のうち25,000トン超の純トン数		12		トン		トン		トン		トン		トン		トン		トン
	$((12) \times \frac{1}{100} \times 30 \text{円})$ 又は $((12) \times \frac{1}{100} \times 45 \text{円})$		13		円		円		円		円		円		円		円
日本船舶の一日当たり利益金額 (7) + (9) + (11) + (13)		14															
日本船舶の持分比率		15															
日本船舶の稼動日数		16															
日本船舶の純トン数に応じた利益の金額 (14) × (15) × (16)		17		円		円		円		円		円		円		円	
損金算入額又は益金算入額の計算																	
日本船舶外航事業に係る所得又は連結所得の金額 (別表十(四)付表一「25」)		18				円						損金算入額 (18) - (19)	20			円	
日本船舶の純トン数に応じた利益の金額の合計額 (17)の合計額		19										益金算入額 (19) - (18)	21				
II 日本船舶・船員確保計画の認定を取り消された場合の益金算入額の計算																	
認定の取消日		22	平	・	・						計画の認定を取り消された場合の益金算入額 (26の合計)	23				円	
前金額までの合計額に損金の計算に算入された	事業年度又は連結事業年度		日本船舶外航事業に係る所得又は連結所得の金額				日本船舶の純トン数に応じた利益の金額の合計額				損金算入額 (24) - (25)						
			24				25				26						
	平		円				円				円						
	平																
	平																
	平																
	平																
	平																
合計																	

「20」欄

対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄：「第59条の2第1項」

② 「区分番号」欄：「00484」

③ 「適用額」欄：「20」欄の金額

別表十(五)

「18」、「33」、「38」、「43」又は「48」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。
ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

①

収用換地等及び特定事業の用地買収等の場合の所得の特別控除等に関する明細書

事業年度	・	・	法人名	
------	---	---	-----	--

別表十五

平二十八・四・一以後終了事業年度分

Ⅰ 収用換地等の場合の所得の特別控除に関する明細書

譲渡資産の明細	公共事業者の名称	1		譲渡経費の額の計算	支出した譲渡経費の額	10	円
	公共事業者から買取り等の申出を受けた年月日	2	平 . .		譲渡経費に充てるため交付を受けた金額	11	
	収用換地等による譲渡年月日	3	平 . .		差引譲渡経費の額 (10) - (11)	12	
	譲渡資産の種類	4			同上のうち補償金等の額に係る譲渡経費の額	13	
	取得した補償金等の額	5		円	譲渡益の額 (5) + (6) - (7) - ((8)又は(9)) - ((12)又は(13))	14	
	特別控除に係る交換取得資産の価額	6			当期前において設けた特別勘定の金額で、当期において益金の額に算入して特別控除の規定の適用を受ける金額	15	
	同上の交換取得資産につき支払った交換差金の額	7		特別控除額の計算	当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	16	
	譲渡資産の帳簿価額	8			特別控除残額 5,000万円 - (16)	17	
		9			特別控除額 ((14)又は(15))と(17)のうち少ない金額	18	

P40参照

Ⅱ 特定事業の用地買収等の場合の所得の特別控除等に関する明細書

事業施行者等の名称	19		特定を譲渡した住宅地造成事業等の特別控除額のために土地等	当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、1,500万円特別控除の規定の適用を受けた金額	34	円
特定事業の用地買収等により譲渡した年月日	20	(平 . .) 平 . .		1,500万円 - (34)	35	
取得した対価の額	21		円	当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	36	
交換取得資産の価額	22			特別控除残額 5,000万円 - (36)	37	
交換取得資産につき支払った交換差金の額	23			特別控除額 (28)、(35)と(37)のうち少ない金額	38	
特定事業の用地買収等により譲渡した部分の帳簿価額	24		農地保有の合理化のために農地等を	当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、800万円特別控除の規定の適用を受けた金額	39	
譲渡経費の額の計算	25			800万円 - (39)	40	
	26			当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	41	
	27			特別控除残額 5,000万円 - (41)	42	
譲渡益の額 (21) + (22) - (23) - (24) - (27)	28			特別控除額 (28)、(40)と(42)のうち少ない金額	43	
特定等を譲渡した地区面整理事業等の特別控除のために土地	29		特定した場合	当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	44	
	30			1,000万円 - (44)	45	
	31		期の特有別土地除額を譲渡算	当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	46	
	32			特別控除残額 5,000万円 - (46)	47	
	33			特別控除額 (28)、(30)と(32)のうち少ない金額	48	

別表十(五)

「18」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
収用換地等の場合の所得の特別控除	「第65条の2第1項」、「第65条の2第2項」若しくは「第65条の2第7項」又は「租税特別措置法施行令第39条の3第6項」	00217	「18」欄の金額

「33」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除	第65条の3第1項	00218	「33」欄の金額

「38」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除	第65条の4第1項	00358	「38」欄の金額

「43」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除	第65条の5第1項	00220	「43」欄の金額

「48」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定の長期所有土地等の所得の特別控除	第65条の5の2第1項	00221	「48」欄の金額

別表十(六)

「6」、「22」又は「27」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

①

社会保険診療報酬に係る損金算入、農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る所得又は連結所得の特別控除及び特定の基金に対する負担金等の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度 . . . 法人名 ()

別表十六

平二十八・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

I 社会保険診療報酬に係る損金算入に関する明細書

医業又は歯科医業に係る総収入金額	1	円	損金算入額の計算	医業又は歯科医業に係る経費の額	4	円
同上のうち社会保険診療報酬に係る収入金額	2			同上のうち社会保険診療報酬に係る経費の額	5	
損金算入限度額 (16) (1)の金額が7,000万円超である場合は0)	3			損金算入額 (3) - (5)	6	
「6」欄 社会保険診療報酬の所得の計算の特例を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第67条第1項」 ② 「区分番号」欄：「00485」 ③ 「適用額」欄：「6」欄の金額						
				去定経費率による経費の額		
				$(7) \times \frac{72}{100}$	12	円
2,500万円を超え3,000万円以下の金額	8			$(8) \times \frac{70}{100}$	13	
3,000万円を超え4,000万円以下の金額	9					
4,000万円を超え5,000万円以下の金額	10					
計 (2) (7) + (8) + (9) + (10)	11					
「22」欄 農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第67条の3第1項」 ② 「区分番号」欄：「00376」 ③ 「適用額」欄：「22」欄の金額						

II 農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る所得又は連結所得の特別控除に関する明細書

譲渡原価の額の計算	肉用牛の売却に係る原価の額	17	円	特別控除額の計算	肉用牛の売却に係る収益の額	20	円
	肉用牛の売却に係る経費の額	18			譲渡原価の額 (19)	21	
	譲渡原価の額 (17) + (18)	19			特別控除額 (20) - (21)	22	

III 特定の基金に対する負担金等の損金算入に関する明細書

基金に係る法人名	23					
「27」欄 特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第66条の11第1項」 ② 「区分番号」欄：「00374」 ③ 「適用額」欄：「27」欄の金額						
当期に支出した負担金等の額	26	円	円	円	円	円
同上のうち損金の額に算入した金額	27					

別表十(七)

「13」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

④

特定目的会社の支払配当の損金算入に関する明細書

事業年度		・ ・	法人名		
円	特定社債の発行をして いる場合の調整	特定社債の当期末残高		14	円
		$(14) \times \frac{5}{100}$		15	
		期首利益積立金額 (別表五(一)「31の①」)		16	
		$(15) - (16)$		17	
		当期に償還した 特定社債の額の合計額		18	
		特定譲渡等により調達された 資金のうち特定社債の 償還に充てられた金額		19	
		$(18) - (19)$		20	
		損金の額に算入される 減価償却費の額		21	
		$(20) - (21)$ (マイナスの場合は0)		22	
			特定社債の発行を している場合の調整額 $(17) + (22) \times 2$		23

別表十七(七)

平二十八・四・一以後終了事業年度分

法 0301-1007

「13」欄

特定目的会社に係る課税の特例を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第67条の14第1項」
- ② 「区分番号」欄：「00396」
- ③ 「適用額」欄：「13」欄の金額

別表十(八)

「11」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

投資法人の支払配当の損金算入に関する明細書

事業年度		・ ・	法人名		
円	配 当 等 の 額 の 計 算	税 引 前 当 期 純 利 益 金 額		12	円
		前 期 繰 越 損 失 の 額		13	
		買 換 特 例 圧 縮 積 立 金 個 別 控 除 額 の 合 計 額 (別表十(八)付表「5の計」)		14	
		一 時 差 異 等 調 整 積 立 金 の 積 立 額		15	
		繰越利益等超過純資産控除項目額 (別表十(八)付表「14」)		16	
		控 除 済 負 の の れ ん 発 生 益 の 額 の う ち 当 期 加 算 額 (別表十(八)付表「34の計」)		17	
		買 換 特 例 圧 縮 積 立 金 個 別 控 除 額 の う ち 当 期 加 算 額 (別表十(八)付表「42の計」)		18	
			※「11項」		収 崩 額
				控 除 算 額	20
				計 (17) +	21
	計 算	利 益 超 過 分 配 金 額		22	
		出 資 総 額 戻 入 金 額		23	
		配 当 可 能 利 益 の 額 (21) + (22) - (23)		24	

御注意

この明細書は、平成28年4月1日以後に支払う配当等の額に係る事業年度（以下「適用事業年度」といいます。）について使用します。
平成28年4月1日前に支払った配当等の額に係る事業年度（適用事業年度に該当する事業年度を除きます。）については、この明細書ではなく、旧別表十(八)を使用することになりますので、御注意ください。

別表十(八)

平二十八・四・一以後終了事業年度分

「16」又は「33」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

平二十八・四・一以後終了事業年度分

特定目的信託に係る受託法人の利益の分配の額
等の損金算入に関する明細書

事業年度

法人名

利益の分配の額の計算	金 銭 の 分 配 の 額	1	円	社 債 的 受 益 権 の 元 本 の 当 期 末 残 高	17	
	超 過 分 配 額	2				
	利 益 の 分 配 の 額 (1)－(2)	3				
	税 引 前 当 期 純 利 益 金 額	4				
	前 期 繰 越 損 失 の 額	5				
	減 損 損 失 の 額	6				
	$(6) \times \frac{70}{100}$	7				
	差 引 計 (4)－(5)－(7)	8				
	(8) (社債的受益権に係る受益証券の 発行をしている場合には、(8)－(26)) (マイナスの場合は0)	9				
	超 過 分 配 額 (2)	10				
分配可能利益の額の			社 債 的 受 益 権 に 係 る 受 益 証 券 の 発 行 を	$(17) \times \frac{5}{100}$	18	
	期 首 利 益 積 立 金 額 (別表五(一)「31の①」)	19				
	$(18) - (19)$	20				
	当期に償還した社債的受益権 の 元 本 の 額 の 合 計 額	21				
			の 発 行 を	特定譲渡等により調達された 資金のうち社債的受益権の 元本の償還に充てられた金額	22	
				$(18) - (22)$	23	
				に 算 入 さ れ る 却 費 の 額	24	
				$(23) - (24)$ (マイナスの場合は0)	25	
	(1)が(13)を超える場合の(3)の額	14	合 の 調 整	社債的受益権に係る受益証券 の発行をしている場合の調整額 $(20) + (25) \times 2$	26	
	所 得 金 額 合 計 (別表四「33の①」)	15				
	利 益 の 分 配 の 額 の うち 当期の損金の額に算入する金額 (14)と(15)のうち少ない金額)	16				

収益の分配の額の計算	総分配額	27	円	分配可能	税引前当期純利益金額	34	円
	超過分配額	28			期首欠損金の額	35	
	収益の分配の額 (27)	29			減損損失の額	36	
	「33」欄 特定投資信託に係る受託法人の課税の特例を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の3の3第1項」 ② 「区分番号」欄：「00399」 ③ 「適用額」欄：「33」欄の金額					37	
						額	38
(30) が $\frac{90}{100}$ を超						額	39
所得金額合計 (別表四「33の①」)	32		の計算	(28)			
収益の分配の額のうち 当期の損金の額に算入する金額 (31) と (32) のうち少ない金額	33			超過分配事業年度後に (39) に充てられた金額	40		
				分配可能収益の額 (38) + (39) - (40)	41		

別表十一(一の二)
「7」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

① 一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度
法人名
()

御注意

区分に応じて次の割合に係る分子の数を記載します。
(4) (1) 卸売及び小売業(飲食店業及び料理店業を含みます。) 10/1,000
割賦販売法に規定する割賦販売小売業並びに包括信用購入あっせん業及び個別信用購入あっせん業 13/1,000
(2) 製造業(電気業、ガス業、熱供給業、水道業及び修理業を含みます。) 8/1,000
(5) その他の事業 6/1,000
(3) 金融及び保険業 3/1,000

当	期	繰	入	額	1	円	平成 23 年 改正 令 附 則 第 5 条 第 2 項 の 規 定 の 適 用	9	有・無
繰 入	期	末	一 括 評 価 金 銭 債 権 の 帳 簿 価 額 の 合 計 額 (25 の 計)	2	貸 倒 実 績 率 (18)	3	前 3 年 内 事 業 年 度 (設 立 事 業 年 度 である 場 合 に は 当 該 事 業 年 度 又 は 連 結 事 業 年 度) 末 に お け る 一 括 評 価 金 銭 債 権 の 帳 簿 価 額 の 合 計 額	10	円
							(10) 前 3 年 内 事 業 年 度 に お け る 事 業 年 度 及 び 連 結 事 業 年 度 の 数	11	
							令 第 96 条 第 6 項 第 2 号 イ の 貸 倒 れ に よ る 損 失 の 額 の 合 計 額	12	円
「7」欄 中小企業等の貸倒引当金の特例を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第57条の9第3項」 ② 「区分番号」欄：「00392」 ③ 「適用額」欄：「7」欄の金額							に 算 入 さ れ た 令 第 96 条 第 2 号 ロ の 金 額 の 合 計 額	13	
							に 算 入 さ れ た 令 第 96 条 第 2 号 ハ の 金 額 の 合 計 額	14	
							益 金 の 額 に 算 入 さ れ た 令 第 96 条 第 6 項 第 2 号 ニ の 金 額 の 合 計 額	15	
計 算	繰 入 限 度 額 (2) × (3) 又 は (4) × (5)	6	円	の 損 失 の 額 等 の 合 計 額 (12) + (13) + (14) - (15)	貸 倒 れ に よ る 損 失 の 額 等 の 合 計 額 (12) + (13) + (14) - (15)	16	(16) × 12 前 3 年 内 事 業 年 度 に お け る 事 業 年 度 及 び 連 結 事 業 年 度 の 月 数 の 合 計	17	
繰 入 限 度 超 過 額 (1) - ((6) 又 は (7))	8	円	の 損 失 の 額 等 の 合 計 額 (12) + (13) + (14) - (15)	貸 倒 れ に よ る 損 失 の 額 等 の 合 計 額 (12) + (13) + (14) - (15)	貸 倒 れ に よ る 損 失 の 額 等 の 合 計 額 (12) + (13) + (14) - (15)	17	12 前 3 年 内 事 業 年 度 に お け る 事 業 年 度 及 び 連 結 事 業 年 度 の 月 数 の 合 計	17	
一 括 評 価 金 銭 債 権 の 明 細									
勘 定 科 目	期 末 残 高	売 掛 債 権 等 と み な さ れ る 額 及 び 貸 倒 否 認 額	(19) の うち 税 務 上 貸 倒 れ が あ っ た も の と み な さ れ る 額 及 び 売 掛 債 権 等 に 該 当 し な い も の の 額	個 別 評 価 の 対 象 と な っ た 売 掛 債 権 等 の 額 及 び 非 適 格 合 併 等 に よ り 合 併 法 人 等 に 移 転 す る 売 掛 債 権 等 の 額	法 第 52 条 第 1 項 第 3 号 に 該 当 す る 法 人 の 令 第 96 条 第 9 項 各 号 の 金 銭 債 権 以 外 の 金 銭 債 権 の 額	連 結 完 全 支 配 関 係 が あ る 連 結 法 人 に 対 す る 売 掛 債 権 等 の 額	期 末 一 括 評 価 金 銭 債 権 の 額 (19) + (20) - (21) - (22) - (23) - (24)	実 質 的 に 債 権 と み ら れ な い も の の 額	差 引 期 末 一 括 評 価 金 銭 債 権 の 額 (25) - (26)
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
計									
基 準 年 度 の 実 績 に よ り 実 質 的 に 債 権 と み ら れ な い も の の 額 を 計 算 す る 場 合 の 明 細									
平成 27 年 4 月 1 日 から 平成 29 年 3 月 31 日 ま で の 間 に 開 始 し た 各 事 業 年 度 末 の 一 括 評 価 金 銭 債 権 の 額 の 合 計 額	28	円	債 権 か ら の 控 除 割 合 (29) (28) (小 数 点 以 下 3 位 未 満 切 捨 て)	30					
同 上 の 各 事 業 年 度 末 の 実 質 的 に 債 権 と み ら れ な い も の の 額 の 合 計 額	29		実 質 的 に 債 権 と み ら れ な い も の の 額 (25 の 計) × (30)	31					円

別表十一(一の二)
平二十八・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

別表十二(一)

「16」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

① 海外投資等損失準備金の損金算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	()
----------------------	--------	-----	-----

特 定 法 人 の 名 称 等	1	(第 号該当法人)	期 首 海 外 投 資 等 損 失 準 備 金 の 金 額	12	円
本店又は主たる事務所の所在地	2		翌 期 繰 越 額 の 計 算	5 年 経 過 後 5 年 間 均 等 益 金 算 入 額 (25の計)	13
資 源 開 発 投 資 法 人 等 の 認 定	3	昭 平 第 号		同 上 以 外 の 場 合 に よ る 益 金 算 入 額 (26の計)	14
特 定 株 式 等 の 認 定	4	昭 平 第 号		計 (13) + (14)	15
当 期 積 立 額	5	円		当 期 積 立 額 の うち 損 金 算 入 額 (5) - (11)	16
積 立 限 度 額 の 計 算	6	平 第 号		期 末 海 外 投 資 等 損 失 準 備 金 の 金 額 (12) - (15) + (16)	17
当期において取得した 特定株式等の取得年月日	7	円	貸 借 対 照 表 の 金 額 と の 差 額 の 明 細	貸 借 対 照 表 に 計 上 さ れ て い る 海 外 投 資 等 損 失 準 備 金	18
(6) の 特 定 株 式 等 の うち 期末に有するものの取得価額				差 引 (18) - (17)	19
同 上 の $\frac{30, 70 \text{ 又は } 90}{100}$				貸 借 対 照 表 の 取 崩 不 足 額 (15) - ((5) - ((18) - 前期の(18)))	20
取得年度に特定株 帳簿価額を減額した金額				当期に生じた差額の合計額 (11) + (20)	21
積 立 限 度 額 (8) - (9)	10		前 期 分	前 期 末 に お け る 差 額 (前期の(19))	22
積 立 限 度 超 過 額 (5) - (10)	11		前 期 以 前		

益 金 算 入 額 の 計 算

積 立 事 業 年 度	当初の積立額の うち損金算入額	期 首 現 在 の 準 備 金 額	当 期 益 金 算 入 額		翌 期 繰 越 額 (24) - (25) - (26)
			5 年 経 過 後 5 年 間 均 等 益 金 算 入 に よ る 場 合 (23) $\times$ $\frac{60}{60}$	(25) 以外の場合	
	23	24	25	26	27
積 立 事 業 年 度 終 了 の 日 の 翌 日	円	円	円	円	円
から5年を経過したものの翌日					
から5年を経過しないものの翌日					
当 期 分					
計		円	円	円	

別表十二(一) 平成二十八・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

別表十二(一)

「16」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
海外投資等損失準備金(資源開発事業法人(第1号該当法人で第3号該当法人を除く。))	「第55条第1項」又は「第55条第9項」 (同条第1項第1号)	00188	「16」欄の金額
海外投資等損失準備金(資源開発投資法人(第2号該当法人で第4号該当法人を除く。))	「第55条第1項」又は「第55条第9項」 (同条第1項第2号)	00189	
海外投資等損失準備金(資源探鉱事業法人(第3号該当法人))	「第55条第1項」又は「第55条第9項」 (同条第1項第3号)	00190	
海外投資等損失準備金(資源探鉱投資法人(第4号該当法人))	「第55条第1項」又は「第55条第9項」 (同条第1項第4号)	00191	

※ 「第55条第9項」は適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合が該当します。

別表十二(二)
「4」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

① 新事業開拓事業者投資損失準備金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度		・	・	法人名		
		・	・			
投資事業有限責任組合の名称	1			当期積立額	4	円
特定新事業開拓投資事業計画の認定を受けた日	2	平	・	積立限度額の適用事業年度終了の時に 有する新事業開拓事業者の 株式の帳簿価額の合計額	5	
認定特定新事業開拓投資事業計画の実施期間	3	平	・	積立限度額 $(5) \times \frac{80}{100}$	6	
		平	・	積立限度超過額 $(4) - (6)$	7	

法 0301-1202

「4」欄

新事業開拓事業者投資損失準備金の損金算入を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第55条の2第1項」※1又は「第55条の2第4項」※2
- ② 「区分番号」欄：「00542」
- ③ 「適用額」欄：「4」欄の金額（「6」欄の金額を超える場合には、同欄の金額）

- ※1 ※2に該当するもの以外
- ※2 適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合

別表十二(三) 平二十八・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

別表十二(三)

「17」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

①

特定事業再編投資損失準備金の損金算入に関する明細書

事業年度
又は連結
事業年度・ ・
・ ・

法人名

() 円

別表十二(三)

平二十八・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

特定事業再編計画の認定を受けた日	1	平 . .	翌	期 首 特 定 事 業 再 編 投 資 損 失 準 備 金 の 金 額	12	
特 定 事 業 再 編 実 施 日	2	平 . .	期 当	均 等 基 準 事 業 年 度 等 の 終 了 の 日 に お け る 特 定 事 業 再 編 投 資 損 失 準 備 金 の 金 額	13	
当 期 積 立 額	3	円	繰 上 益	均 等 基 準 事 業 年 度 等 の 終 了 の 日 に お け る 特 定 事 業 再 編 投 資 損 失 準 備 金 の 金 額 (13) × $\frac{36 - 48 \div 7}{100} + 60$	14	
積 立 限 度 の 計 算	4		損 入	計 (14) + (15)	16	
最初特定事業再編実施日前から引き続き有している特定株式等の取得年月日	5	円	の	当期積立額のうち損金算入額 (3) - (11)	17	
同上の特定株式等のうち期末に有するものの帳簿価額	6	平 . .	計	期 末 特 定 事 業 再 編 投 資 損 失 準 備 金 の 金 額 (12) - (16) + (17)	18	
当期において取得した特定株式等の取得年月日	7	円	算	貸 借 対 照 表 に 計 上 さ れ て い る 特 定 事 業 再 編 投 資 損 失 準 備 金	19	
同上の特定株式等のうち期末に有するものの取得価額	8		貸 借 対 照 表 の 金 額 と の 差 額 の 明 細	差 引 (19) - (18)	20	
$((5) + (7)) \times \frac{70}{100}$	9		当 期 分	貸 借 対 照 表 の 取 崩 不 足 額 (16) - ((3) - ((19) - 前期の(19)))	21	
(7)のうち取得年度にその帳簿価額を減額した金額	10		前 期 以 前 分	当期に生じた差額の合計額 (11) + (21)	22	
積 立 限 度 額 (8) - (9)	11			前 期 末 に お け る 差 額 (前期の(20))	23	
積 立 限 度 超 過 額 (3) - (10)						

「17」欄

特定事業再編投資損失準備金の損金算入を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄：「第55条の3第1項」

② 「区分番号」欄：「00543」

③ 「適用額」欄：「17」欄の金額

別表十二(四)

「11」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

① 金属鉱業等鉱害防止準備金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度		・	・	法人名	()	
事業場の名称		1	期首金属鉱業等 鉱害防止準備金の金額		7	円
特定施設の名称		2	翌 期 繰 越 額 の 計 算	当期益金算入額	8	
				鉱害防止積立金の取戻しをした場合の益金算入額	9	
				同上以外の場合による 益金算入額	10	
当期準備金積立額		3		計 (8) + (9)	10	
当期準備金積立額のうち損金算入額		3		当期準備金積立額のうち損金算入額 (3) - (6)	11	
当期中に独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構に積み立てた鉱害防止積立金の金額		4		期末金属鉱業等鉱害防止準備金の金額 (7) - (10) + (11)	12	
貸借対照表に計上されている金属鉱業等鉱害防止準備金			貸借対	貸借対照表に計上されている金属鉱業等鉱害防止準備金	13	
差引				差引	14	
収崩不足額(前期の(13))				収崩不足額(前期の(13))	15	
額の合計額(5)				額の合計額(5)	16	
ける差額(14))				ける差額(14))	17	

「11」欄

金属鉱業等鉱害防止準備金の損金算入を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄：「第55条の5第1項」※1
又は「第55条の5第7項」※2

② 「区分番号」欄：「00192」

③ 「適用額」欄：「11」欄の金額

※1 ※2に該当するもの以外

※2 適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合

別表十二(四) 平二十八・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

法 0301-1204

別表十二(六)

「10」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

① 特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度		・	・	法人名	()
期首特定災害防止準備金の金額		6		円	
翌期繰越額の計算	当期益金算入額	維持管理積立金の取戻しをした場合の益金算入額	7		
		同上以外の場合による益金算入額	8		
		計 (7)+(8)	9		
当期準備金積立額のうち損金算入額 (3)-(5)		10			
期末特定災害防止準備金の金額 (6)-(9)+(10)		11			
貸借対照表の金額との差額の明細	貸借対照表に計上されている特定災害防止準備金		12		
	差引 (12)-(11)		13		
	当期分	貸借対照表の取崩不足額 (9)-((3)-(12)-前期の(12))	14		
前期末における差額 (前期の(13))	当期に生じた差額の合計額 (5)+(14)		15		
			16		

別表十二(六) 平二十八・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

法 0301-1206

「10」欄

特定災害防止準備金の損金算入を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第56条第1項」※1又は「第56条第7項」※2
- ② 「区分番号」欄：「00194」
- ③ 「適用額」欄：「10」欄の金額

※1 ※2に該当するもの以外

※2 適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合

別表十二(七)

「18」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

① 新幹線鉄道大規模改修準備金の損金算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名	(
	・	・		)

別表十二(七) 平二十八・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

大規模改修を実施する 新幹線鉄道の名称	1		期首新幹線鉄道大規模 改修準備金の金額	13	
引当金積立計画の承認年月日	2	平	翌 当 期 期 10 年間 均等 益金 算入	最後の適用事業年度 の翌期首新幹線鉄道 大規模改修準備金の 金額	14
承認積立計画に記載された 引当金の積立期間		平		10年間均等益金算入 額等	
同上の積立期間の月数					
当期積立額					
積立限度額の計算	6		の 計 算	(15) + (16)	
積立限度額 の計算 $(6) \times \frac{\text{――}}{(4)}$	7			当期積立額のうち損金算入額 (5) - (8)	18
積立限度超過額 (5) - (7)	8			差引新幹線鉄道大規模 改修準備金の金額 (13) - (17) + (18)	19
差引新幹線鉄道 大規模改修準備金の金額 (19)	9			累積限度超過額 (11)	20
累積限度額 (6)	10			期末新幹線鉄道 大規模改修準備金の金額 (19) - (20)	21
累積限度超過額 (9) - (10)	11			貸借対照表に計上されている 新幹線鉄道大規模改修準備金	22
限度超過額合計 (8) + (11)	12			差引 (22) - (21)	23
			貸借対照表の金額との差額の明細	当期 貸借対照表の取崩不足額 (17) - ((5) - ((22) - 前期の(22)))	24
			前 期 分	当期に生じた差額の合計額 (12) + (24)	25
			前 期 分 以 前	前期末における差額 (前期の(23))	26

新幹線鉄道大規模改修準備金の損金算入を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「平成28年旧措置法第56条第1項」※1
又は「平成28年旧措置法第56条第10項」※2
② 「区分番号」欄：「00195」
③ 「適用額」欄：「18」欄の金額

※1 ※2に該当するもの以外

※2 適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合

別表十二(八)

「13」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

① 使用済燃料再処理準備金の損金算入に関する明細書

事業年度
又は連結
事業年度
法人名
()別表十二(八)
平成二十八・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

当 期 準 備 金 積 立 額		1	円	翌	期	期首使用済燃料再処理準備金の金額	9	円
積立 限度 超過 額の 計算	当 期 準 備 金 積 立 額	2		繰 越 金 算 入 額 の 計 算	当 期	使用済燃料再処理等積立金を 取り戻した場合の益金算入額	10	
	積 立 限 度 額	3			益 金	同上以外の場合による益金算入額	11	
	〔当期中に使用済燃料再処理等 積立金に関する法律第3条第 1項の規定により資金管理法 人に積み立てた使用済燃料再 処理等積立金の金額〕	3			計	(10) + (11)	12	
	積 立 限 度 超 過 額 (2) - (3)	4			の	当期準備金積立額のうち損金算入額 (1) - (8)	13	
平成17 年改 正法 附則 の規 定に よる みな し使 用済 燃料 再 処 理 準 備 金 積 立 限 度 超 過 額 の 計 算	再 処 理 準 備 金 積 立 限 度 超 過 額	5		算	期 末	期末使用済燃料再処理準備金の金額 (9) - (12) + (13)	14	
	「13」欄							
	使用済燃料再処理準備金の損金算入を適用している場合							
	① 「租税特別措置法の条項」欄：「第57条の3第1項」※1又は「第57条の3第7項」※2							
積立 限度 超過 額の 計算	② 「区分番号」欄：「00196」							
	③ 「適用額」欄：「13」欄の金額							
	※1 ※2に該当するもの以外							
	※2 適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合							
当 期 積 立 限 度 超 過 額 (4) + (7)	積 立 限 度 超 過 額 (5) - (6)	7		差 額 の 明 細	日 の 差 分	負債対照表の取崩不足額 (12) - ((1) - ((15) - 前期の(15)))	17	
					期 分	当期に生じた差額の合計額 (8) + (17)	18	
					前 期 以 前 分	前 期 末 に お け る 差 額 (前 期 の (16))	19	

法 0301-1208

「23」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

事業年度
又は連結
事業年度

法人名

()

別表十二
(九)

平二十八・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

「23」欄

原子力発電施設解体準備金の損金算入を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄：「第57条の4第1項」※1又は「第57条の4第10項」※2

② 「区分番号」欄：「00197」

③ 「適用額」欄：「23」欄の金額

※1 ※2に該当するもの以外

※2 適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合

別表十二(十)

「7」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

別表十二(十) 平二十八・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

① 保険会社等の異常危険準備金の損金算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名	()
	・	・		

保 険 等 の 種 類	1						合 計
異常危険準備金繰越額の計算	期首異常危険準備金の金額	2	円	円	円	円	円
	当期異常危険準備金の繰越額	3					
	同上以外の場合による益金算入額	4					
	計 (3) + (4)	5					
	10年洗替前の期首異常危険準備金繰越額 (2) - (5)	6					
	当 期 積 立 額	7					
当期積立限度額	正味収入保険料等	8					
	積 立 率	9	()	()	()	()	()
	積 立 限 度 額 (8) × (9)	10	円	円	円	円	円
	差引積立限度超過額 (7) - (10)	11					円
	10年洗替前の異常危険準備金の金額 (11)	12					
同	「7」欄						
上	保険会社等の異常危険準備金の損金算入を適用している場合						
の	① 「租税特別措置法の条項」欄：「第57条の5第1項」※1又は「第57条の5第12項」※2						
	② 「区分番号」欄：「00198」						
	③ 「適用額」欄：「7」欄の金額(「10」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)						
内	※1 ※2に該当するもの以外						
	※2 分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合						
説	・ ・ 期分	21					
	・ ・ 期分	22					
	「7」欄 期 分	23					円
	原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金の損金算入を適用している場合						
	① 「租税特別措置法の条項」欄：「第57条の6第1項」※1又は「第57条の6第8項」※2						
	② 「区分番号」欄：「00199」						
	③ 「適用額」欄：「7」欄の金額(「10」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)						円
	※1 ※2に該当するもの以外						
	※2 分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合						
	期末異常危険準備金繰越額 (6) + (7) - (27)	28					
貸借対照表の金額との差額の明細	貸借対照表に計上されている異常危険準備金	29					
	差 引 (29) - (28)	30					
	貸借対照表の取崩不足額 ((5) + (26)) - ((7) - (29) - 前期の(29))	31					
	当期に生じた差額の合計額 (11) + (31)	32					
	前期末における差額 (前期の(30))	33					

別表十二(十一)

「15」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

⑥

関西国際空港用地整備準備金の損金算入に関する明細書

事業年度
又は連結
事業年度・ ・
・ ・

法人名

()

別表十二(十一)

平二十八・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

新関西国際空港株式会社に対し 空港用地を貸し付けた日			1	平	・	・	翌 期 繰 越 算 入 額 の 計 算	期首関西国際空港用地 整備準備金の金額	16		
当期積立額			2					均等 益金 算入 額の 計算	基準事業年度等の終了の 日における関西国際空港 用地整備準備金の金額	17	
(2) の内 訳	(2)のうち損金経理 による積立額		3						均等益金算入額 (17)×――	18	
	(2)のうち剰余金の 処分による積立額		4					同上以外の場合による 益金算入額	19		
積 立 限 度 額 の 計 算	基 準 用 地 取 得 価 額 の 計 算	平成24年7月1日を含む 事業年度又は同日を含む 連結事業年度の開始の時に おける空港用地の帳簿価額	5					計 (18) + (19)	20		
		空港用地取得価額基準額 (5)× $\frac{1}{10}$	6								
	所 得 基 準 額 の 計 算	指定会社所得金額又は 指定会社連結所得金額 (別表四「39の①」又は(別表 四の二「47の①」+「48の①」 +「49の①」+「50の①」))	7					当期積立額のうち損金算入額 (15)	21		
		新関空会社所得金額	8					期末関西国際空港用地 整備準備金の金額 (16)－(20) + (21)	22		
新関空会社欠損金額		9				貸 借 対 照 表		貸借対照表に計上されている 関西国際空港用地整備準備金	23		
((7)+(8))又は((7)－(9))× $\frac{20}{100}$ (マイナスの場合は0)	10				差 引 (23)－(22)			24			
所得基準額			11					照表の取崩不足額 (2)－((23)－前期の(23))	25		
算 入 の 基 準 額 の 計 算	整 備 計 算 積 立 限 度 額	空港用地整備債務基準額 (12)－((16)－(19)) (マイナスの場合は0)	13			の 差 額 の 明 細	限度超過額 (2)－(14)	26			
		積立限度額 ((6)、(11)と(13)のうち少ない金額)	14					当期に生じた差額の合計額 (25) + (26)	27		
	当期積立額のうち損金算入額 (2)と(14)のうち少ない金額)			15			前 期 以 前 分	前期末における差額 (前期の(24))	28		

「15」欄

関西国際空港用地整備準備金の損金算入を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄：「第57条の7第1項」

② 「区分番号」欄：「00421」

③ 「適用額」欄：「15」欄の金額

別表十二(十二)

「10」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

⑥ 中部国際空港整備準備金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度		・	・	法人名	()
当期積立額		1	円		円
(1)の内訳	(1)のうち損金経理による積立額	2	期首中部国際空港整備準備金の金額		11
	(1)のうち剰余金の処分による積立額	3	均等益金算入額の計算	基準事業年度等の終了の日における中部国際空港整備準備金の金額	12
			均等益金算入額 (12) × —		13
			同上以外の場合による益金算入額	14	
積立限度額の計算	空港用地取得価額基準額 (平成25年4月1日を含む事業年度又は同日を含む連結事業年度の開始の時点における中部国際空港用地の帳簿価額)	4	の額	計 (13) + (14)	15
	空港用地取得価額基準額 (4) × $\frac{1}{10}$	5		当期積立額のうち損金算入額 (10)	16
	累積限度基準額残額 (4) - ((11) - (14))	6	期末中部国際空港整備準備金の金額 (11) - (15) + (16)	17	
	所得基準額の計算	7	貸借対照表に計上されている中部国際空港整備準備金	18	
			差引 (18) - (17)	19	
			当期の金額との差額の明細	20	
積立限度額の計算	8	貸借対照表の取崩不足額 (15) - ((1) - ((18) - 前期の(18)))	21		
		積立限度超過額 (1) - (9)	22		
		当期に生じた差額の合計額 (20) + (21)	23		
当期積立額のうち損金算入額 (1)と(9)のうち少ない金額	10	前期以前分 前期末における差額 (前期の(19))		23	

別表十二(十二) 平二十八・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

法 0301-1212

「10」欄

中部国際空港整備準備金の損金算入を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第57条の7の2第1項」
- ② 「区分番号」欄：「00481」
- ③ 「適用額」欄：「10」欄の金額

別表十二(十三)
「9」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

① 特別修繕準備金の損金算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名	()
----------------------	---	---	-----	-----

別表十二(十三)
平成二十八・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

資 産 の 種 類 及 び 名 称		1					合 計
前回の定期検査又は特別修繕の年月日		2	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .	
翌 期 繰 越 額 の 計 算	期 首 特 別 修 繕 準 備 金 の 金 額	3	円	円	円	円	円
	当 期 特 別 修 繕 費 を 支 出 し た 場 合 に よ る 益 金 算 入 額	4					
	積立期間終了から2年経過後5年間均等益金算入による場合の益金算入額 (((3)-(4)-(6))と(24)のうち少ない金額)	5					
	(4)及び(5)以外の場合による益金算入額	6					
	計 (4) + (5) + (6)	7					
	差 引 特 別 修 繕 準 備 金 の 金 額 (3) - (7)	8					
当 期 積 立 額		9					
積 立 限 度 額 の 計 算	前回の特別修繕費の額、類似船舶から計算した特別修繕費の額又は税務署長の認定した額	10					
	同上の $\frac{3}{4}$ 相当額	11					
	(11) - (8) (マイナスの場合は0)	12					
	$\frac{\text{当期の月数}}{60}$ 又は72	13	—	—	—	—	
	(11) × (13)	14	円	円	円	円	
	積 立 限 度 額 (12)と(14)のうち少ない金額)	15					
積 立 限 度 超 過 額 (9) - (15)		16					円
期 末 特 別 修 繕 準 備 金 の 金 額 (8) + (9) - (16)		17					
貸 借 対 照 表 の 金 額 と の 差 額 の 明 細	貸 借 対 照 表 に 計 上 さ れ て い る 特 別 修 繕 準 備 金	18					
	当 期 分	(7) - ()					
	前 期 分	前 期 分					
	前 期 以 前	前 期 以 前					
積立期間の終了する日の翌日から2年又は連結事業年度終了の日までの期間に均等益金算入による場合 (23) × $\frac{\text{当期の月数}}{60}$		24					
平成23年12月改正法附則の規定による益金算入額の計算							
当 期 益 金 算 入 額 の 計 算	平成24年4月1日以後最初に開始する事業年度又は連結事業年度開始の日	25	平 . .				円
	同 上 の 日 に お け る 特 別 修 繕 準 備 金 の 金 額	26		円			
	$\frac{\text{当期の月数}}{48}$ 又は120	27	—				
	4 年 等 均 等 取 崩 金 額 (26) × (27)	28		円			
	同上以外の場合による益金算入額	29					
	当 期 益 金 算 入 額 ((28) + (29))と(31)のうち少ない金額)	30					
	期 首 特 別 修 繕 準 備 金 の 金 額	31					円
	当 期 益 金 算 入 額 (30)	32					
	期 末 特 別 修 繕 準 備 金 の 金 額 (31) - (32)	33					
	貸 借 対 照 表 に 計 上 さ れ て い る 特 別 修 繕 準 備 金 差 引 (34) - (33)	34					
当 期 積 立 額	36						
貸 借 対 照 表 の 取 崩 不 足 額 (30) - ((36) - (34) - 前期の(34))	37						
計 (36) + (37)	38						
前 期 末 に お け る 差 額 (前期の(35))	39						

「9」欄

特定船舶に係る特別修繕準備金の損金算入を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第57条の8第1項」※1又は「第57条の8第10項」※2
② 「区分番号」欄：「00391」
③ 「適用額」欄：「9」欄の金額(「15」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)

※1 ※2に該当するもの以外

※2 適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合

「10」又は「43の計」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

(十四)

平二十八・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

農業経営基盤強化準備金の損金算入及び認定計画等に定めるところに従い取得した農用地等の圧縮額の損金算入に関する明細書

事業年度
又は連結
事業年度

法人名

I 農業経営基盤強化準備金の損金算入に関する明細書

	益	金	算	入	額	の	計	算	
--	---	---	---	---	---	---	---	---	--

Ⅱ 認定計画等に定めるところに従い取得した農用地等の圧縮額の損金算入に関する明細書

[illegible]

法 0301-12

別表十三(四)

「21」、「25」又は「34」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。
ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

①

収用換地等に伴い取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書

事業年度
又は連結
事業年度

・ ・

法人名

()

譲渡資産の明細	公共事業者の名称	1		代替資産について帳簿価額の減額等をした場合	取得した代替資産の種類	20	
	収用換地等による譲渡年月日	2	昭平 . .		代替資産の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	21	円
	譲渡資産の種類	3			代替資産の取得のため(17)又は(17)のうち特別勘定残額に対応するものから支出した金額	22	
	譲渡資産の収用換地等であった部分の帳簿価額	4	円		圧縮限度額 (22) × (19)	23	
取得した補償金等の額		5		特別勘定を設けた場合	圧縮限度超過額 (21) - (23)	24	
保留地					特別勘定に経理した金額	25	
交換取得資産の価額		7			繰入限度額の計算 繰入限度額 (26) × (19)	27	
譲渡経費の額の計算	支出した譲渡経費の額	8			繰入限度超過額 (25) - (27)	28	
	譲渡経費に充てられたため交付を受けた金額	9		翌期繰越額の計算	当初の特別勘定の金額 (25) - (28)	29	
	差引譲渡経費の額 (8) - (9)	10			同上のうち前期末までに益金の額に算入された金額	30	
	補償金等又は保留地の対価に係る譲渡経費の額 (10) × $\frac{(5) + (6)}{(5) + (6) + (7)}$	11			当期中に益金の額に算入すべき金額	31	
	交換取得資産に係る譲渡経費の額 (10) - (11)	12			期末特別勘定残額 (29) - (30) - (31)	32	
	帳簿価額の計算			交換取得資産について帳簿価額を減額した場合	交換取得資産の種類	33	
帳簿価額の計算	補償金等の額又は保留地の対価の額に対応する帳簿価額 (4) × $\frac{(5) + (6)}{(5) + (6) + (7)}$	13			交換取得資産の帳簿価額を減額した金額	34	円
	交換取得資産の価額に対応する帳簿価額 (4) - (13)	14			交換取得資産の価額 (7)	35	
差益割合の計算	取得した補償金等の額 (5)	15			交換取得資産の価額に対応する帳簿価額 (4) 又は (14)	36	
	同上に係る譲渡経費の額 (10) × $\frac{(5)}{(5) + (6) + (7)}$	16			交換取得資産につき支払った交換差金の額	37	
	差引補償金等の額 (15) - (16)	17			交換取得資産に係る譲渡経費の額 (10) 又は (12)	38	
	補償金等の額に対応する帳簿価額 (4) × $\frac{(5)}{(5) + (6) + (7)}$	18			計 (36) + (37) + (38)	39	
	差益割合 $\frac{(17) - (18)}{(17)}$	19			圧縮限度額 (35) - (39)	40	
					圧縮限度超過額 (34) - (40)	41	

P61参照

別表十三(四)

平二十八・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

別表十三(四)

「21」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例	「第64条第1項」又は「第64条第8項」	00356	「21」欄の金額 (「23」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)
	「第64条の2第7項において準用する第64条第1項」又は「第64条の2第8項において準用する第64条第8項」	00545	
換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例	「第65条第3項において準用する第64条第1項」又は「第65条第3項において準用する第64条第8項」	00546	
	「第65条第3項において準用する第64条の2第7項において準用する第64条第1項」又は「第65条第3項において準用する第64条の2第8項において準用する第64条第8項」	00548	

※ 「第64条第8項」、「第64条の2第8項において準用する第64条第8項」、「第65条第3項において準用する第64条第8項」又は「第65条第3項において準用する第64条の2第8項において準用する第64条第8項」は、適格分割等に伴い、課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

※ 区分番号「00545」及び「00548」は、特別勘定を設けた後、その特別勘定に係る代替資産を取得した場合が該当します。

「25」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例	「第64条の2第1項」又は「第64条の2第2項」	00357	「25」欄の金額 (「27」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)
換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例	「第65条第3項において準用する第64条の2第1項」又は「第65条第3項において準用する第64条の2第2項」	00547	

※ 「第64条の2第2項」又は「第65条第3項において準用する第64条の2第2項」は、適格分割等に伴い、課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

「34」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例	「第65条第1項」又は「第65条第5項」	00216	「34」欄の金額 (「40」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)

※ 「第65条第5項」は、適格分割等に伴い、課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

「18」又は「33」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。
ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

平二十八・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	()
----------------------	--------	-----	-----

P63~64参照

P65参照

別表十三(五)

「18」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例			
所有期間が10年を超える建物等の既成市街地等の内から外への買換え (第1号該当)	「第65条の7第1項」、「第65条の7第9項」又は「第65条の9」	00359	「18」欄の金額 (「24」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)
市街化区域又は既成市街地等の内から外への農業用資産の買換え (第2号該当)		00360	
航空機騒音障害区域の内から外への買換え (第3号イ又はロ該当)		00549	
航空機騒音障害区域の内から外への買換え (第3号ハ該当)		00550	
過疎地域の外から内への買換え (第4号該当)		00551	
都市機能誘導区域の外から内への買換え (第5号該当)		00552	
既成市街地等及びこれに類する一定の区域(人口集中地区)内における土地の計画的かつ効率的な利用に資する施策の実施に伴う土地等の買換え (第6号該当)		00363	
農用地区域内にある土地等の買換え (第7号該当)		00235	
防災再開発促進地区内のうち危険密集市街地内における防災街区整備事業に関する都市計画の実施に伴う土地等の買換え (第8号該当)		00236	
所有期間が10年を超える国内にある土地等、建物又は構築物から国内にある一定の土地等、建物若しくは構築物又は国内にある鉄道事業用車両運搬具への買換え (第9号該当)		00422	
日本船舶から日本船舶への買換え (第10号該当)		00364	
防災再開発促進地区内のうち防災再開発促進地区における防災街区整備事業に関する都市計画の実施に伴う土地等の買換え (平成26年旧措置法第8号該当)	「平成26年旧措置法第65条の7第1項」、「平成26年旧措置法第65条の7第9項」又は「平成26年旧措置法第65条の9」	00236	

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例	「第65条の8第7項において準用する第65条の7第1項」若しくは「第65条の8第8項において準用する第65条の7第9項」若しくは「第65条の9」又は「平成26年旧措置法第65条の8第7項において準用する平成26年旧措置法第65条の7第1項」若しくは「平成26年旧措置法第65条の8第8項において準用する平成26年旧措置法第65条の7第9項」若しくは「平成26年旧措置法第65条の9」	00557	「18」欄の金額 （「24」欄の金額を超える場合には、同欄の金額）

※ 「第65条の7第9項」、「平成26年旧措置法第65条の7第9項」、「第65条の8第8項において準用する第65条の7第9項」又は「平成26年旧措置法第65条の8第8項において準用する平成26年旧措置法第65条の7第9項」は、適格分割等に伴い、課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

※ 「第65条の9」又は「平成26年旧措置法第65条の9」は、特定の資産を交換した場合の課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

※ 区分番号「00236」は、平成26年4月1日前にその施行の認可をされた防災街区整備事業に関する都市計画の実施に伴い、同日以後に取得する買換資産について、平成26年度税制改正前の措置の適用を受ける場合が該当します。

※ 区分番号「00557」は、特別勘定を設けた後、その特別勘定に係る買換資産を取得した場合が該当します。

「33」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。
ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例			
所有期間が10年を超える建物等の既成市街地等の内から外への買換え (第1号該当)	「第65条の8第1項」、「第65条の8第2項」又は「第65条の9」	00365	「33」欄の金額 (「35」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)
市街化区域又は既成市街地等の内から外への農業用資産の買換え (第2号該当)		00366	
航空機騒音障害区域の内から外への買換え (第3号イ又はロ該当)		00553	
航空機騒音障害区域の内から外への買換え (第3号ハ該当)		00554	
過疎地域の外から内への買換え (第4号該当)		00555	
都市機能誘導区域の外から内への買換え (第5号該当)		00556	
既成市街地等及びこれに類する一定の区域(人口集中地区)内における土地の計画的かつ効率的な利用に資する施策の実施に伴う土地等の買換え (第6号該当)		00369	
農用地区域内にある土地等の買換え (第7号該当)		00254	
防災再開発促進地区内のうち危険密集市街地内における防災街区整備事業に関する都市計画の実施に伴う土地等の買換え (第8号該当)		00255	
所有期間が10年を超える国内にある土地等、建物又は構築物から国内にある一定の土地等、建物若しくは構築物又は国内にある鉄道事業用車両運搬具への買換え (第9号該当)		00423	
日本船舶から日本船舶への買換え (第10号該当)		00370	
防災再開発促進地区内のうち防災再開発促進地区における防災街区整備事業に関する都市計画の実施に伴う土地等の買換え (平成26年旧措置法第8号該当)	「平成26年旧措置法第65条の8第1項」、「平成26年旧措置法第65条の8第2項」又は「平成26年旧措置法第65条の9」	00255	

※ 「第65条の8第2項」又は「平成26年旧措置法第65条の8第2項」は、適格分割等に伴い、課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

※ 「第65条の9」又は「平成26年旧措置法第65条の9」は、特定の資産を交換した場合の課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

※ 区分番号「00255」は、平成26年4月1日前にその施行の認可をされた防災街区整備事業に関する都市計画の実施に伴い、同日以後に取得する買換資産について、平成26年度税制改正前の措置の適用を受ける場合が該当します。

1

特定の交換分合により取得した土地等の圧縮額の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度

・

・

法人名

(

)

交換分合計画が公告された日

1

昭平

・

・

取得資産のみを譲渡した土地等の面積

取得資産のみを譲渡した土地等の面積

譲渡した土地等の面積

5

平方メートル

帳簿価額

6

円

譲渡に要した経費の額

7

計

8

対応する帳簿価額

(14) × $\frac{(15)}{(15) + (16)}$

17

圧縮限度額

(15) - (17)

18

圧縮限度超過額

(13) - (18)

19

資産の帳簿価額を減額した金額

20

取得資産の価額

(11)

21

額

(22) + (23)

24

圧縮限度額

(21) - (24)

25

圧縮限度超過額

(20) - (25)

26

交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例(取得資産のみを取得した場合又は取得資産と清算金を取得した場合)を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄：「第65条の10第1項」※1又は「第65条の10第4項」※2

② 「区分番号」欄：「00260」

③ 「適用額」欄：「13」欄の金額(「18」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)

※1 ※2に該当するもの以外

※2 適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合

譲渡した土地等の面積

5

平方メートル

帳簿価額

6

円

譲渡に要した経費の額

7

計

8

対応する帳簿価額

(14) × $\frac{(15)}{(15) + (16)}$

17

圧縮限度額

(15) - (17)

18

圧縮限度超過額

(13) - (18)

19

資産の帳簿価額を減額した金額

20

取得資産の価額

(11)

21

額

(22) + (23)

24

圧縮限度額

(21) - (24)

25

圧縮限度超過額

(20) - (25)

26

交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例(譲渡資産の譲渡とともに清算金を支出して取得資産を取得した場合)を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄：「第65条の10第1項」※1又は「第65条の10第4項」※2

② 「区分番号」欄：「00260」

③ 「適用額」欄：「20」欄の金額(「25」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)

※1 ※2に該当するもの以外

※2 適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合

取得資産の価額

11

円

取得した土地等の面積

12

平方メートル

取得資産の取得した場合

取得資産の取得した場合

圧縮限度額

(21) - (24)

25

圧縮限度超過額

(20) - (25)

26

別表十三(六)

平二十八・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

法 0301-1306

- 66 -

別表十三(七)

「15」、「23」又は「32」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

①

大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等に伴い取得した宅地の圧縮額等の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	法人名	
事業年度又は連結事業年度	法人名	()
造成事業施行者の名称	1	交換取得資産等の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額
交換等をした資産の種類	2	取得資産等の価額(14)
同上の資産の取得年月日	3 昭平	譲渡直前の帳簿価額(10)
交換等をした資産の所在地	4	譲渡資産等と交換差金の額
交換等をした土地等の面積	5 平方メートル	譲渡資産の対価の額(7)
交換等の年月日	6 平	(25) + (26) 又は (24) - (27))
対価の額	7	圧縮限度額(24) - (28)
譲渡直前の帳簿価額	8	圧縮限度超過額(23) - (29)
交換等に要した額	9	取得認定期間
計(8) + (9)	10	特別勘定に経理した金額
取得した宅地の所在地	11	譲り受ける宅地の価額の見積額
取得した宅地	12	譲渡直前の帳簿価額(10)
取得年月日	13 平	譲渡資産の対価の額(7)
取得した宅地の価額	14	譲渡に係る対価の額と譲り受ける宅地の価額の見積額が等しいとき(34)
交換取得資産等の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	15	譲渡に係る対価の額が譲り受ける宅地の価額の見積額を超えるとき(34) × (33) / (35)
譲渡直前の帳簿価額(10)	16	譲り受ける宅地の価額の見積額が譲渡に係る対価の額を超えるとき(34) + (33) - (35)
取得資産等の価額(14)	17	繰入限度額(33) - ((36)、(37) 又は (38))
取得資産等とともに取得した交換差金の額	18	繰入限度超過額(32) - (39)
譲渡資産の対価の額(7)	19	当初の特別勘定の金額(32) - (40)
取得資産等の価額に対応する帳簿価額(16) × ((17) / (17 + (18)) 又は (17) / (19))	20	同上のうち前期末までに益金の額に算入された金額
圧縮限度額(17) - (20)	21	当期中に益金の額に算入すべき金額
圧縮限度超過額(15) - (21)	22	期末特別勘定残額(41) - (42) - (43)

P68参照

別表十三(七) 平二十八・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

別表十三(七)

「15」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合等の課税の特例(交換により土地のみを取得した場合、宅地と交換差金を取得した場合又は譲渡に係る対価の額が譲り受けた宅地の取得価額を超える場合)	「第65条の11第1項」又は「第65条の11第4項」	00261	「15」欄の金額 (「21」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)
	「第65条の12第8項において準用する第65条の11第1項」又は「第65条の12第9項において準用する第65条の11第4項」	00558	

※ 「第65条の11第4項」又は「第65条の12第9項において準用する第65条の11第4項」は、適格分割等に伴い、課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

※ 区分番号「00558」は、特別勘定を設けた後、その特別勘定に係る宅地を譲り受ける場合が該当します。

「23」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合等の課税の特例(交換とともに交換差金を支出した場合又は譲り受けた宅地の取得価額が譲渡に係る対価の額を超える場合)	「第65条の11第1項」又は「第65条の11第4項」	00261	「23」欄の金額 (「29」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)
	「第65条の12第8項において準用する第65条の11第1項」又は「第65条の12第9項において準用する第65条の11第4項」	00558	

※ 「第65条の11第4項」又は「第65条の12第9項において準用する第65条の11第4項」は、適格分割等に伴い、課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

※ 区分番号「00558」は、特別勘定を設けた後、その特別勘定に係る宅地を譲り受ける場合が該当します。

「32」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合等の課税の特例(特別勘定を設けた場合)	「第65条の12第1項」又は「第65条の12第3項」	00262	「32」欄の金額 (「39」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)

※ 「第65条の12第3項」は、適格分割等に伴い、課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

別表十三(八)

「13」又は「20」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

①

特定普通財産とその隣接する土地等の交換に伴い取得した特定普通財産の圧縮額の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度
・ ・
・ ・
法人名
()

別表十三(八)

平二十八・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

交換の年月日	1	平	・	・	交換取得	交換取得資産の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	13	
譲渡資産の種類	2				取得資産と圧	譲渡直前の帳簿価額 (8)	14	
「13」欄 特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例(交換取得資産のみを取得した場合又は交換取得資産とともに交換差金を取得した場合)を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第66条第1項」※1又は「第66条第4項」※2 ② 「区分番号」欄：「00265」 ③ 「適用額」欄：「13」欄の金額(「18」欄の金額を超える場合には、同欄の金額) ※1 ※2に該当するもの以外 ※2 適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合								
譲渡した所有隣接土地等の面積	5			平方メートル	取得又は	圧縮限度額 (15) - (17)	18	
譲渡直前の帳簿価額	6			円	交換	圧縮限度超過額 (13) - (18)	19	
譲渡に要した経費の額	7				交換と	交換取得資産の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	20	
計	8				圧	交換取得資産の価額 (11)	21	
「20」欄 特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例(交換とともに交換差金を支出した場合)を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第66条第1項」※1又は「第66条第4項」※2 ② 「区分番号」欄：「00265」 ③ 「適用額」欄：「20」欄の金額(「25」欄の金額を超える場合には、同欄の金額) ※1 ※2に該当するもの以外 ※2 適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合								
取得資産の価額	11			円	支出した	圧縮限度額 (21) - (24)	25	
取得した土地等の面積	12			平方メートル	場合	圧縮限度超過額 (20) - (25)	26	

別表十三(九)

「17」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

①

平成21年及び平成22年に先行取得をした土地等の圧縮額の損金算入に関する明細書

事業年度
又は連結
事業年度・ ・
・ ・

法人名

()

別表十三(九)

平成二十八・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

先行取得土地等の明細

		平成21年先行取得土地等			平成22年先行取得土地等		
先行取得土地等の取得年月日	1	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .
取得の日を含む事業年度又は連結事業年度	2	平 . . 平 . .	平 . . 平 . .	平 . . 平 . .	平 . . 平 . .	平 . . 平 . .	平 . . 平 . .
届出書の提出年月日	3	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .
先行取得土地等の所在地	4						
先行取得土地等の面積	5	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル
先行取得土地等の取得価額	6	円	円	円	円	円	円
前期までに損金算入された積立金計上額	7						
差引取得価額 (6) - (7)	8						

譲渡土地等の明細

譲渡土地							
譲渡土地							
譲渡利益金額の計算	対						
譲渡直前の帳簿価額							
譲渡に要した経費の額	13						
計 (12) + (13)	14						
譲渡利益金額 (11) - (14)	15						

「17」欄

平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄：「第66条の2第1項」※1又は「第66条の2第7項」※2

② 「区分番号」欄：「00266」

③ 「適用額」欄：「17」欄の金額(「21」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)

※1 ※2に該当するもの以外

※2 適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合

圧縮限度額の計算

		①	②	③	④	⑤
(8)の各欄のうち当期に適用を受ける先行取得土地等の差引取得価額	16	円	円	円	円	円
先行取得土地等の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	17					
圧縮限度額の計算						
(15)の計) × (80%又は60%)	18					
(18)のうち適用済みの金額	19		②1の①	②1の①+②	②1の①+②+③	②1の①+②+③+④
(18) - (19)	20					
個別土地等の圧縮限度額 (16)と(20)のうち少ない金額	21					
圧縮限度超過額 (17) - ②1	22					

別表十三(十一)

「8」、「13」又は「17」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

①

転廃業助成金等で取得した固定資産等の圧縮額等の損金算入に関する明細書

事業年度
又は連結
事業年度・
・
・
・

法人名

()

別表十三(十一) 平二十八・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

助成金等の名称	1		告示年月日	4	平・・
助成金を交付した者	2		告示番号	5	第号
助成金の交付を受けた年月日	3	平・・	交付を受けた助成金等の額	6	円
転廃業助成金等で取得した固定資産等の圧縮額等の計算					
帳簿価額の減額等をした場合			特別勘定を設けた場合		
減価償却資産の減価補填費に 対応する助成金等の額	7	円	特別勘定に経理した金額	17	円
	8				
	9			繰入限度額 (12) - (14)	18
損金不算入額 (8) - (7)	9				
転廃業助成金の額	10		繰入限度超過額 (17) - (18)	19	
減価償却資産の帳簿価額及び 取壊し等に要する経費の額	11		P73参照		
差引転廃業助成金の額 (10) - (11)	12				
固定資産の帳簿価額を減額し、又は 積立金として積み立てた金額	13		繰入限度超過額	21	
固定資産の取得等のため(12)又は (12)のうち特別勘定残額に 対応するものから支出した金額	14		繰入限度超過額の計算	22	
圧縮限度額の計算	15		繰入限度超過額	23	
圧縮限度超過額 (13) - (15)	16		期末特別勘定残額 (20) - (21) - (22)		

別表十三(十一)

「8」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
転廃業助成金等に係る課税の特例 (減価補填金により帳簿価額の減額をした場合)	第67条の4第1項	00274	「8」欄の金額 (「7」欄の金額を 超える場合には、 同欄の金額)

「13」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
転廃業助成金等に係る課税の特例(転 廃業助成金等の交付を受けたことによ り帳簿価額を減額し、又は積立金とし て積み立てた金額がある場合)	「第67条の4第2項」又は「第67条の 4第3項」	00275	「13」欄の金額 (「15」欄の金額を 超える場合には、 同欄の金額)
	「第67条の4第9項において準用す る第67条の4第2項」又は「第67条の 4第10項において準用する第67条の 4第3項」	00559	

※ 区分番号「00275」は、固定資産の取得又は改良をした場合が該当します。

※ 区分番号「00559」は、特別勘定を設けた後、その特別勘定に係る固定資産の取得又は改良をした場合が該当します。

※ 「第67条の4第3項」及び「第67条の4第10項において準用する第67条の4第3項」は、適格分割等に伴い、課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

「17」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
転廃業助成金等に係る課税の特例(特 別勘定を設けた場合)	「第67条の4第4項」又は「第67条の 4第5項」	00276	「17」欄の金額 (「18」欄の金額を 超える場合には、 同欄の金額)

※ 「第67条の4第5項」は、適格分割等に伴い、課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

別表十四(二)

「26」又は「42」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

③ 寄附金の損金算入に関する明細書

事業
年度・
・

法人名

別表十四(二) 平二十八・四・一以後終了事業年度分

公益法人等以外の法人の場合				公益法人等の場合				
一般寄附金の損金算入限度額の計算	支出した日	指定寄附金等の金額 (41の計)	1	円	支出した日	長期給付事業への繰入利子額	25	円
		特定公益増進法人等に対する寄附金額 (42の計)	2			同上以外のみなし寄附金額	26	
		その他の寄附金額	3			その他の寄附金額	27	
「26」欄 認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例（認定特定非営利活動法人がみなし寄附金を支出した場合）を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「特定非営利活動促進法一部改正法附則第9条の規定による改正前の措置法第66条の11の2第1項」※1又は「第66条の11の2第1項」※2 ② 「区分番号」欄：「00375」※1又は「00393」※2 ③ 「適用額」欄：「26」欄の金額 （注）公益法人等にみなし寄附金がある場合には、「26」欄に記載することになりますが、本特例は、認定特定非営利活動法人を対象としているものですので、認定特定非営利活動法人以外の法人は、適用額明細書に記載しないでください。 ※1 特定非営利活動促進法一部改正法附則第9条の規定による改正前の措置法第66条の11の2第1項（区分番号：「00375」） 「旧認定特定非営利活動法人」がみなし寄附金を支出した場合 ※2 第66条の11の2第1項（区分番号：「00393」） 「認定特定非営利活動法人」がみなし寄附金を支出した場合								
特定公益増進法人等に対する寄附金の特別損金算入限度額	1,000			指定寄附金等の金額 (41の計)	35			
「42」欄 認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例（認定特定非営利活動法人等に対して寄附金を支出した場合）を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第66条の11の2第2項」※1、2又は「特定非営利活動促進法一部改正法附則第9条の規定による改正前の措置法第66条の11の2第2項」※1 ② 「区分番号」欄：「00394」※1又は「00424」※2 ③ 「適用額」欄：「42」欄の金額のうち「寄附先又は受託者」欄に、「認定特定非営利活動法人」※1、「旧認定特定非営利活動法人」※1又は「仮認定特定非営利活動法人」※2の記載があるものの合計額 ※1 第66条の11の2第2項又は特定非営利活動促進法附則第9条の規定による改正前の措置法第66条の11の2第2項（区分番号：「00394」） 「認定特定非営利活動法人」又は「旧認定特定非営利活動法人」に対する寄附金の場合 ※2 第66条の11の2第2項（区分番号：「00424」） 「仮認定特定非営利活動法人」に対する寄附金の場合								
計								
特定公益増進法人若しくは認定特定非営利活動法人等に対する寄附金又は認定特定公益信託に対する支出金の明細								
寄附した日又は支出した日	寄附先又は受託者	所在地	寄附金の使途又は認定特定公益信託の名称	寄附金額又は支出金額	42			
					円			
計								
その他の寄附金のうち特定公益信託（認定特定公益信託を除く。）に対する支出金の明細								
支出した日	受託者	所在地	特定公益信託の名称	支出金額	円			

別表十四(五)

「18」欄に「換地処分等」と記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

完全支配関係がある法人の間の取引の損益の調整に関する明細書

事業年度
又は連結
事業年度・
・
・
・

法人名

()

別表十四(五)

平二十八・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

譲受法人名	1					計
譲渡損益調整資産の種類	2					
譲渡年月日	3	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .	
譲渡対価の額	4	円	円	円	円	
譲渡原価の額	5					
調整前譲渡利益額 (4) - (5) (スの場合は0)	6					
圧縮						
譲						
当期が譲渡年度である場合の益金算入額 (10)	11					
譲渡利益額の調整 (8)のうち期首現在で益金の額に算入 されていない金額 (前期の(14))	12					
当期益金算入額 (簡便法により計算する場合 には、(21)又は(25)の金額)	13					
翌期以後に益金の額に算入する金額 (8)又は(12)-(13)	14					
譲渡損失額の調整 (10)のうち期首現在で損金の額に算入 されていない金額 (前期の(17))	15					
当期損金算入額 (簡便法により計算する場合 には、(22)又は(26)の金額)	16					
翌期以後に損金の額に算入する金額 (10)又は(15)-(16)	17					
当期に譲受法人において生じた調整事由	18	譲渡・償却 その他 ()	譲渡・償却 その他 ()	譲渡・償却 その他 ()	譲渡・償却 その他 ()	
簡便法に金 よ算入当 額を益計 算する 額又場 合は合	減 価 却 資 産 繰 延 資 産	償却期間の月数 (譲受法人が適用 する耐用年数) × 12	19	月	月	月
	当期の月数(当期が譲渡年度である 場合には譲渡日から当期の末 日までの月数)	20				
	当期益金算入額 (8) × $\frac{(20)}{(19)}$	21	円	円	円	円
	当期損金算入額 (10) × $\frac{(20)}{(19)}$	22				
	支出の効果の及ぶ期間の月数	23	月	月	月	月
	当期の月数(当期が譲渡年度である 場合には譲渡日から当期の末 日までの月数)	24				
	当期益金算入額 (8) × $\frac{(24)}{(23)}$	25	円	円	円	円
	当期損金算入額 (10) × $\frac{(24)}{(23)}$	26				

「18」欄

換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例(譲渡損益調整資産に係
る措置)を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄: 「第65条第10項」

② 「区分番号」欄: 「00582」

③ 「適用額」欄: 「18」欄の「その他 ()」の空欄に「換地処分等」と記載した
譲渡損益調整資産の「14」欄の金額

「32」又は「33」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

()

1 この表には、減価償却資産の耐用年数、種類等及び償却方法の異なるごとにまとめて別行にして、その合計額を記載できますが、(1)当期の途中で事業の用に供した資産又は資本的支出

(2)租税特別措置法又は震災特例法による特別償却の規定を受ける資産については、他の資産と区別して別行にして、記載してください。なお、(1)の資産(2)の資産に該当するものを除きます。)の「34」欄の金額については、耐用年数、種類等及び償却方法を同じくする他の資産の金額と通算して「36」欄及び「37」欄の金額を記載できます。

2 租税特別措置法又は震災特例法による特別償却の規定の適用を受ける場合には、「特別償却限度額の計算に関する付表」を添付してください。

P83参照

「36」又は「37」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

()

P83参照

「32」又は「33」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

平二十八・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

旧生産高比例法又は生産高比例法による鉱業用
減価償却資産の償却額の計算に関する明細書

()

租税特別措置法による特別償却の規定の適用を受ける場合には、「特別償却限度額の計算に関する付表」を添付してください。

P83参照

別表十六(五)

「30」又は「31」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

別表十六(五)

平二十八・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

①

取替法による取替資産の償却額の計算に関する明細書

事業年度
又は連結
事業年度・
・
・
・

法人名

()

御注意

租税特別措置法による特別償却の規定の適用を受ける場合には、「特別償却限度額の計算に関する付表」を添付してください。

種別	1					
構造	2					
細目	3					
取得年月日	4	・	・	・	・	・
事業の用に供した年月	5					
耐用年数	6	年	年	年	年	年
取得価額又は製作価額	7	外	円	外	円	外
圧縮記帳による積立金計上額	8					
差引取得価額 (7)-(8)	9					
償却額計算の対象となる 期末現在の帳簿記載金額	10					
期末現在の積立金の額	11					
積立金の期中取崩額	12					
差引帳簿記載金額 (10)-(11)-(12)	13	外△		外△		外△
損金に計上した当期償却額	14					
前期から繰り越した償却超過額	15	外		外		外
合 計 (13)+(14)+(15)	16					
前期から繰り越した特別償却不足額 又は合併等特別償却不足額	17					
旧定率法又は定率法の 償却額計算の基礎となる金額	18					
旧定率法による償却額計算の基礎となる金額 (9)-(9)× $\frac{10}{100}$	19					
旧定率法の償却率	20					
旧定率法による償却額計算の基礎となる金額 (18)	21		円		円	
旧定率法の償却率	22					
算出償却額 (19)×(20)又は(21)×(22)	23		円		円	
定額法による償却額計算の基礎となる金額	24					
定額法の償却率	25					
算出償却額 (24)×(25)又は(26)×(27)	28		円		円	
当期分の普通償却限度額 (23)又は(28)	29					
特別償却限度額	30	(外)		(外)		(外)
前期から繰り越した特別償却不足額 又は合併等特別償却不足額	31					
合 計 (29)+(30)+(31)	32					
差引取得価額×50% (9)× $\frac{50}{100}$	33					
当期償却可能限度額	34					
当期の通常償却額 (32)又は(34)のうち 取り替えた新たな資産 の償却限度額 (35)+(36)	35					
当期償却額	38					
償却不足額 (37)-(38)	39					
償却超過額 (38)-(37)	40					
前期からの繰越額	41	外		外		外
当認容損額 金	42					
積立金取崩しによるもの	43					
差引合計翌期への繰越額 (40)+(41)-(42)-(43)	44					
翌期に繰り越すべき特別償却不足額 (39)-(42)と(30)+(31)のうち少ない金額	45					
当期において切り捨てる特別償却 不足額又は合併等特別償却不足額	46					
差引翌期への繰越額 (45)-(46)	47					
繰越内平・平・平・平 期繰越額の当期分不足額	48					
適格組織再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額 (45)-(42)と(30)のうち少ない金額	49					
備考	50					

P80～83参照

P83参照

別表十六(一)、別表十六(二)、別表十六(三)及び別表十六(五)

別表十六(一)「32」、別表十六(二)「36」、別表十六(三)「32」又は別表十六(五)「30」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

(注) 別表十六(一)「32」、別表十六(二)「36」、別表十六(三)「32」又は別表十六(五)「30」欄の外書きは、特別償却に関する規定の適用を受けることに代えて、特別償却対象資産について特別償却準備金を積み立てる場合に記載することになっています。

この場合は、「準備金方式による特別償却」措置の適用を受けることになりますので、別表十六(九)の記載方法(P86～89参照)に従って「適用額明細書」を記載してください。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
エネルギー環境負荷低減推進設備等 を取得した場合の特別償却	平成28年旧措置法第42条の5第1項第1号イ	00400 ※1	別表十六(一)「32」欄、 別表十六(二)「36」欄、 別表十六(三)「32」欄又は 別表十六(五)「30」欄 の金額
	平成27年旧措置法第42条の5第1項及び第6項 (同条第1項第1号イ)	00431 ※2	
	平成28年旧措置法第42条の5第1項及び第6項 (同条第1項第1号ロ)	00566 ※3	
	平成28年旧措置法第42条の5第1項第1号ハ	00403 ※4	
	第42条の5第1項第1号	00584 ※5	
	第42条の5第1項第2号	00287 ※6	
	平成28年旧措置法第42条の5第1項第2号	00293 ※7	

※1 区分番号「00400」は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの期間内に取得等をした認定発電設備に該当する太陽光発電設備について、特別償却の適用を受ける場合が該当します。

※2 区分番号「00431」は、平成27年4月1日前に取得等をした認定発電設備に該当する太陽光・風力発電設備について、即時償却の適用を受ける場合が該当します。

※3 区分番号「00566」は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの期間内に取得等をした認定発電設備に該当する風力発電設備について、即時償却の適用を受ける場合が該当します。

※4 区分番号「00403」は、平成28年4月1日前に新エネルギー利用設備等の取得等をした場合が該当します。

※5 区分番号「00584」は、平成28年4月1日以後に新エネルギー利用設備等(太陽光発電設備(認定発電設備に該当しないもの)に限ります。)、風力発電設備、中小水力発電設備など)の取得等をした場合が該当します。

※6 区分番号「00287」は、二酸化炭素排出抑制設備等の取得等をした場合が該当します。

※7 区分番号「00293」は、平成28年4月1日前にエネルギー使用制御設備の取得等をした場合が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却	第42条の6第1項第1号	00031	別表十六(一)「32」欄、 別表十六(二)「36」欄、 別表十六(三)「32」欄又は 別表十六(五)「30」欄 の金額
	第42条の6第1項第2号	00034	
	第42条の6第1項第3号	00037	
	第42条の6第1項第4号	00040	
	第42条の6第2項	00487	
国家戦略特別区域において機械等 を取得した場合の特別償却	平成28年旧措置法第42条の10第1項第1号イ	00498 ※1	
	平成28年旧措置法第42条の10第1項第1号ロ	00501 ※2	
	第42条の10第1項第1号	00586	
	第42条の10第1項第2号	00504	

※ 1 区分番号「00498」は、平成28年3月31日までの期間内に取得等をした特定中核事業用設備について、即時償却の適用を受ける場合が該当します。

※ 2 区分番号「00501」は、平成28年3月31日までの期間内に取得等をした機械装置等(特定中核事業用設備を除きます。)について、特別償却の適用を受ける場合が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却	第42条の11第1項	00298	別表十六(一)「32」欄、別表十六(二)「36」欄、別表十六(三)「32」欄又は別表十六(五)「30」欄の金額
地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の特別償却	第42条の11の2第1項	00568	
特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却	第42条の12の3第1項	00445	
生産性向上設備等を取得した場合の特別償却	第42条の12の5第1項	00509 ※	
	第42条の12の5第1項及び第2項	00512 ※	

※ 区分番号「00512」は、平成28年3月31日までの期間内に取得等をした特定生産性向上設備等について、即時償却の適用を受ける場合が該当し、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの期間内に取得等をした特定生産性向上設備等について特別償却の適用を受ける場合は、区分番号「00509」が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
公害防止用設備の特別償却	第43条第1項第1号	00412	別表十六(一)「32」欄、別表十六(二)「36」欄、別表十六(三)「32」欄又は別表十六(五)「30」欄の金額
船舶の特別償却	第43条第1項第2号	00307	
耐震基準適合建物等の特別償却	第43条の2第1項	00518	
	第43条の2第2項	00521	
関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却	第44条第1項	00310	
共同利用施設の特別償却	第44条の3第1項	00313	
特定農産加工品生産設備の特別償却	平成28年旧措置法第44条の4第1項	00388	
特定地域における電気通信設備の特別償却(特定信頼性向上設備等の特別償却)	平成28年旧措置法第44条の5第1項	00451 ※	
	第44条の5第1項	00590 ※	
	平成28年旧措置法第44条の5第2項	00524	

※ 区分番号「00590」は、平成28年5月31日以後に特定電気通信設備の取得等をした場合が該当し、同日前に取得等をした特定信頼性向上設備について平成28年度税制改正前の措置の適用を受ける場合は、区分番号「00451」が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定地域における工業用機械等の特別償却	第45条第1項第1号	00120	別表十六(一)「32」欄、別表十六(二)「36」欄、別表十六(三)「32」欄又は別表十六(五)「30」欄の金額
沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	第45条第1項第2号	00527	
沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	第45条第1項第3号	00530	
沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等を取得した場合の特別償却	第45条第1項第4号	00533	
沖縄の離島地域における旅館業用建物等の特別償却	第45条第1項第5号	00135	

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定地域における産業振興機械等の割増償却	平成27年旧措置法第45条第2項第1号	00454 ※1	別表十六(一)「32」欄、別表十六(二)「36」欄、別表十六(三)「32」欄又は別表十六(五)「30」欄の金額
	第45条第2項第1号	00573 ※1	
	第45条第2項第2号	00560 ※2	
	平成26年旧措置法第45条第2項第2号	00457 ※2	
	第45条第2項第3号	00536 ※2	
	第45条第2項第4号	00575	

※1 区分番号「00454」は、平成27年4月1日前に取得等をした産業振興機械等について、半島振興対策実施地域に係る措置の適用を受ける場合が該当します。平成27年4月1日以後に取得等をした産業振興機械等について、平成27年度税制改正により改組された半島振興法の認定産業振興促進計画に記載された区域及び事業(経過措置によりその区域及び事業とみなされるものを含みます。)に係る措置の適用を受ける場合には、区分番号「00573」が該当します。

※2 区分番号「00457」は、平成26年4月1日前に取得等をした産業振興機械等について、奄美群島に係る措置の適用を受ける場合が該当します。平成26年4月1日以後に取得等をした産業振興機械等について、平成26年度税制改正により改組された奄美群島振興開発特別措置法の認定産業振興促進計画に記載された区域及び事業(経過措置によりその区域及び事業とみなされるものを含みます。)に係る措置の適用を受ける場合には、区分番号「00536」が該当します。

なお、離島振興対策実施地域に係る措置の適用を受ける場合には、区分番号「00560」が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
医療用機器の特別償却	第45条の2第1項	00331	別表十六(一)「32」欄、別表十六(二)「36」欄、別表十六(三)「32」欄又は別表十六(五)「30」欄の金額
障害者を雇用する場合の機械等の割増償却	第46条第1項	00337	
次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の次世代育成支援対策資産の割増償却	「第46条の2第1項第1号イ」又は「第46条の2第1項第2号イ」	00577	
	「第46条の2第1項第1号ロ」又は「第46条の2第1項第2号ロ」	00579	
サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却	「第47条第1項」又は「平成28年旧措置法第47条第1項」	00343	
特定都市再生建築物等の割増償却	第47条の2第1項 (同条第3項第1号イ)	00466 ※	
	「第47条の2第1項」、「平成27年旧措置法第47条の2第1項」又は「平成25年旧措置法第47条の2第1項」	00469 ※	
	(「第47条の2第3項第1号ロ」、「平成27年旧措置法第47条の2第3項第2号ロ」又は「平成25年旧措置法第47条の2第3項第2号」)		
	第47条の2第1項 (同条第3項第2号)	00539	
	「第47条の2第1項」又は「平成27年旧措置法第47条の2第1項」 (「第47条の2第3項第3号」又は「平成27年旧措置法第47条の2第3項第4号」)	00478	

※ 区分番号「00466」は、平成25年4月1日以後に都市再生特別措置法の特定都市再生緊急整備地域において取得等をした同法の認定計画に基づく都市再生事業により整備される建築物に係る措置の適用を受ける場合が該当します。また、平成25年4月1日以後に都市再生特別措置法の都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域を除きます。)において取得等をし、又は同日前に取得等をした同法の認定計画に基づく都市再生事業により整備される建築物に係る措置の適用を受ける場合は、区分番号「00469」が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
倉庫用建物等の割増償却	平成28年旧措置法第48条第1項	00349 ※	別表十六(一)「32」欄、 別表十六(二)「36」欄、 別表十六(三)「32」欄又は 別表十六(五)「30」欄 の金額
	第48条第1項	00592 ※	

※ 区分番号「00349」は、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律による改正前の流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(物流効率化法)の認定又は確認を受けた法人の平成29年3月31日以前に取得等をした倉庫用建物等について平成28年度税制改正前の措置の適用を受ける場合が該当します。また、改正後の物流効率化法の認定を受けた法人が流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行日以後に倉庫用建物等を取得する場合は、区分番号「00592」が該当します。

別表十六(一)「33」、別表十六(二)「37」、別表十六(三)「33」又は別表十六(五)「31」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例	「第52条の2第1項」又は「第52条の2第4項」	00187	別表十六(一)「33」欄、 別表十六(二)「37」欄、 別表十六(三)「33」欄又は 別表十六(五)「31」欄 の金額

別表十六(七)

「8」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

別表十六(七) 平二十八・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

①

少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書

事業年度
又は連結
事業年度・ ・
・ ・

法人名

()

御注意

この表は、資産の取得価額が30万円未満であるものについて、少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例（租税特別措置法第67条の5又は第68条の2）の適用を受ける場合に御使用ください。また、この場合に、その適用を受ける資産の取得価額の合計額である「8」欄の金額は、これに当期の月数を乗じて計算した金額が限度となりますので御注意ください。

資 産 区 分	種	類	1					
	構	造	2					
	細	目	3					
	事業の用に供した年月	4						
取 得 価 額	取得価額又は製作価額	5		円	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による 積立金計上額	6						
	差引改定取得価額 (5)－(6)	7						
資 産 区 分	種	類	1					
	構	造	2					
	細	目	3					
	事業の用に供した年月	4						
取 得 価 額	取得価額又は製作価額	5		円	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による 積立金計上額	6						
	差引改定取得価額 (5)－(6)	7						
資 産 区 分	種	類	1					
	構	造	2					
	細	目	3					
	事業の用に供した年月	4						
取 得 価 額	取得価額又は製作価額	5		円	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による 積立金計上額	6						
	差引改定取得価額 (5)－(6)	7						
資 産 区 分	種	類	1					
	構	造	2					
	細	目	3					
	事業の用に供した年月	4						
取 得 価 額	取得価額又は製作価額	5		円	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による 積立金計上額	6						
	差引改定取得価額 (5)－(6)	7						
「8」欄 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第67条の5第1項」 ② 「区分番号」欄：「00277」 ③ 「適用額」欄：「8」欄の金額 (注) <u>適用額は、年300万円が上限となります。</u>								
取 得 価 額	取得価額又は製作価額	5		円	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による 積立金計上額	6						
	差引改定取得価額 (5)－(6)	7						
当期の少額減価償却資産の取得価額の合計額 (7の計)							8	円

法 0301-1607

別表十六(九)

「8」又は「9」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

① 特別償却準備金の損金算入に関する明細書

事業年度
又は連結
事業年度・
・

法人名

()

資 産 区 分	特別償却に関する規定の該当条項	1	第 第 条 号	第 第 項 第 項	第 第 条 号	第 第 項 第 項	第 第 条 号	第 第 項 第 項	計
種	類	2							
構	造・区	3							
分	目	4							
耐	事業の用に供し				平	・	・	平	・
用						年		年	
当	期	7		円		円		円	円
当	期	8							
期	前	9							
積	立	10							
限	度								
額	積								
	立								
	限								
	度								
	超								
	過								
	額								
差	引								
積	立								
不	足								
額	額								
	平								
	平								
	当								
	期								
	分								
	計								
	内								
	訳								
当	期	20							
積	立								
不	足								
額	額								
	平								
	平								
	当								
	期								
	分								
	計								
	内								
	訳								
当	期	21							
積	立								
不	足								
額	額								
	平								
	平								
	当								
	期								
	分								
	計								
	内								
	訳								
当	期	22		平	・	・	平	・	・
積	立			平	・	・	平	・	・
事	業			平	・	・	平	・	・
年	度			平	・	・	平	・	・
度				平	・	・	平	・	・
各	積	23		平	・	・	平	・	・
期	立			平	・	・	平	・	・
首	事			平	・	・	平	・	・
特	業			平	・	・	平	・	・
別	年			平	・	・	平	・	・
償	度			平	・	・	平	・	・
却				平	・	・	平	・	・
準				平	・	・	平	・	・
備				平	・	・	平	・	・
金				平	・	・	平	・	・
の				平	・	・	平	・	・
金				平	・	・	平	・	・
額				平	・	・	平	・	・
均	等			平	・	・	平	・	・
益	金			平	・	・	平	・	・
算	入			平	・	・	平	・	・
に	よ			平	・	・	平	・	・
る	場			平	・	・	平	・	・
合	均			平	・	・	平	・	・
等	益			平	・	・	平	・	・
金	金			平	・	・	平	・	・
算	算			平	・	・	平	・	・
入	入			平	・	・	平	・	・
額	額			平	・	・	平	・	・
当	期			平	・	・	平	・	・
期	期			平	・	・	平	・	・
益	益			平	・	・	平	・	・
金	金			平	・	・	平	・	・
算	算			平	・	・	平	・	・
入	入			平	・	・	平	・	・
額	額			平	・	・	平	・	・
合	計			平	・	・	平	・	・
計	計			平	・	・	平	・	・
期	期			平	・	・	平	・	・
末	末			平	・	・	平	・	・
特	特			平	・	・	平	・	・
別	別			平	・	・	平	・	・
償	償			平	・	・	平	・	・
却	却			平	・	・	平	・	・
準	準			平	・	・	平	・	・
備	備			平	・	・	平	・	・
金	金			平	・	・	平	・	・
の	の			平	・	・	平	・	・
金	金			平	・	・	平	・	・
額	額			平	・	・	平	・	・

別表十六(九) 平二十八・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

別表十六(九)

「8」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (平成28年旧措置法第42条の5第1項第1号イ)	00401 ※1	「8」欄の金額
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (平成27年旧措置法第42条の5第1項及び第6項 (同条第1項第1号イ))	00432 ※2	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (平成28年旧措置法第42条の5第1項及び第6項 (同条第1項第1号ロ))	00567 ※3	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (平成28年旧措置法第42条の5第1項第1号ハ)	00404 ※4	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第42条の5第1項第1号)	00585 ※5	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第42条の5第1項第2号)	00288 ※6	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (平成28年旧措置法第42条の5第1項第2号)	00294 ※7	

※1 区分番号「00401」は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの期間内に取得等をした認定発電設備に該当する太陽光発電設備について、特別償却の適用を受ける場合が該当します。

※2 区分番号「00432」は、平成27年4月1日前に取得等をした認定発電設備に該当する太陽光・風力発電設備について、即時償却の適用を受ける場合が該当します。

※3 区分番号「00567」は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの期間内に取得等をした認定発電設備に該当する風力発電設備について、即時償却の適用を受ける場合が該当します。

※4 区分番号「00404」は、平成28年4月1日前に新エネルギー利用設備等の取得等をした場合が該当します。

※5 区分番号「00585」は、平成28年4月1日以後に新エネルギー利用設備等(太陽光発電設備(認定発電設備に該当しないもの)に限ります。)、風力発電設備、中小水力発電設備など)の取得等をした場合が該当します。

※6 区分番号「00288」は、二酸化炭素排出抑制設備等の取得等をした場合が該当します。

※7 区分番号「00294」は、平成28年4月1日前にエネルギー使用制御設備の取得等をした場合が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第42条の6第1項第1号)	00032	「8」欄の金額
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第42条の6第1項第2号)	00035	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第42条の6第1項第3号)	00038	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第42条の6第1項第4号)	00041	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第42条の6第2項)	00488	

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (平成28年旧措置法第42条の10第1項第1号イ)	00499 ※1	「8」欄の金額
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (平成28年旧措置法第42条の10第1項第1号ロ)	00502 ※2	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第42条の10第1項第1号)	00587	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第42条の10第1項第2号)	00505	

※1 区分番号「00499」は、平成28年3月31日までの期間内に取得等をした特定中核事業用設備について、即時償却の適用を受ける場合が該当します。

※2 区分番号「00502」は、平成28年3月31日までの期間内に取得等をした機械装置等(特定中核事業用設備を除きます。)について、特別償却の適用を受ける場合が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00299	「8」欄の金額
地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00569	
特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00446	
生産性向上設備等を取得した場合の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第42条の12の5第1項)	00510 ※	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第42条の12の5第1項及び第2項)	00513 ※	

※ 区分番号「00513」は、平成28年3月31日までの期間内に取得等をした特定生産性向上設備等について、即時償却の適用を受ける場合が該当し、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの期間内に取得等をした特定生産性向上設備等について特別償却の適用を受ける場合は、区分番号「00510」が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
公害防止用設備の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00413	「8」欄の金額
船舶の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00308	
耐震基準適合建物等の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第43条の2第1項)	00519	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第43条の2第2項)	00522	
関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00311	
共同利用施設の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00314	
特定農産加工品生産設備の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00389	
特定地域における電気通信設備の特別償却(特定信頼性向上設備等の特別償却)	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (平成28年旧措置法第44条の5第1項)	00452 ※	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第44条の5第1項)	00591 ※	

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定地域における電気通信設備の特別償却(特定信頼性向上設備等の特別償却)	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (平成28年旧措置法第44条の5第2項)	00525	

※ 区分番号「00591」は、平成28年5月31日以後に特定電気通信設備の取得等をした場合が該当し、同日前に取得等をした特定信頼性向上設備について平成28年度税制改正前の措置の適用を受ける場合は、区分番号「00452」が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定地域における工業用機械等の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00121	「8」欄の金額
沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00528	
沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00531	
沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等を取得した場合の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00534	
沖縄の離島地域における旅館業用建物等の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00136	
特定地域における電気通信設備の特別償却(特定地域における産業振興機械等の割増償却)	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (平成27年旧措置法第45条第2項第1号)	00455 ※1	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第45条第2項第1号)	00574 ※1	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第45条第2項第2号)	00561 ※2	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (平成26年旧措置法第45条第2項2号)	00458 ※2	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第45条第2項第3号)	00537 ※2	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第45条第2項第4号)	00576	

※1 区分番号「00455」は、平成27年4月1日以前に取得等をした産業振興機械等について、半島振興対策実施地域に係る措置の適用を受ける場合が該当します。平成27年4月1日以後に取得等をした産業振興機械等について、平成27年度税制改正により改組された半島振興法の認定産業振興促進計画に記載された区域及び事業(経過措置によりその区域及び事業とみなされるものを含みます。)に係る措置の適用を受ける場合には、区分番号「00574」が該当します。

※2 区分番号「00458」は、平成26年4月1日以前に取得等をした産業振興機械等について、奄美群島に係る措置の適用を受ける場合が該当します。平成26年4月1日以後に取得等をした産業振興機械等について、平成26年度税制改正により改組された奄美群島振興開発特別措置法の認定産業振興促進計画に記載された区域及び事業(経過措置によりその区域及び事業とみなされるものを含みます。)に係る措置の適用を受ける場合には、区分番号「00537」が該当します。

なお、離島振興対策実施地域に係る措置の適用を受ける場合には、区分番号「00561」が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
医療用機器の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00332	「8」欄の金額
障害者を雇用する場合の機械等の割増償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00338	

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の次世代育成支援対策資産の割増償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (「第46条の2第1項第1号イ」又は「第46条の2第1項第2号イ」)	00578	「8」欄の金額
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (「第46条の2第1項第1号ロ」又は「第46条の2第1項第2号ロ」)	00580	
サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00344	
特定都市再生建築物等の割増償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第47条の2第3項第1号イ)	00467 ※	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (「第47条の2第3項第1号ロ」、「平成27年旧措置法第47条の2第3項第2号ロ」又は「平成25年旧措置法第47条の2第3項第2号」)	00470 ※	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第47条の2第3項第2号)	00540	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (「第47条の2第3項第3号」又は「平成27年旧措置法第47条の2第3項第4号」)	00479	

※ 区分番号「00467」は、平成25年4月1日以後に都市再生特別措置法の特定都市再生緊急整備地域において取得等をした同法の認定計画に基づく都市再生事業により整備される建築物に係る措置の適用を受ける場合が該当します。また、平成25年4月1日以後に都市再生特別措置法の都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域を除きます。)において取得等をし、又は同日前に取得等をした同法の認定計画に基づく都市再生事業により整備される建築物に係る措置の適用を受ける場合は、区分番号「00470」が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
倉庫用建物等の割増償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (平成28年旧措置法第48条第1項)	00350 ※	「8」欄の金額
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第48条第1項)	00593 ※	

※ 区分番号「00350」は、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律による改正前の流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(物流効率化法)の認定又は確認を受けた法人の平成29年3月31日以前に取得等をした倉庫用建物等について平成28年度税制改正前の措置の適用を受ける場合が該当します。また、改正後の物流効率化法の認定を受けた法人が流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行日以後に倉庫用建物等を取得する場合は、区分番号「00593」が該当します。

「9」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
準備金方式による特別償却(特別償却準備金積立不足額)	「第52条の3第2項」、「第52条の3第3項」又は「第52条の3第12項」	00581	「9」欄の金額